

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第十七号

昭和三十七年四月二十七日(金曜日)

午前十一時十六分開議

出席委員

委員長 加藤常太郎君

理事荒松清十郎君 理事高橋 英吉君

理事竹山祐太郎君 理事丹羽喬四郎君

理事福永 一臣君 理事島上善五郎君

理事如 和君 理事堀 昌雄君

井村 重雄君 亀岡 高夫君

飯谷 忠男君 蔵内 修治君

薩摩 雄次君 篠田 弘作君

首藤 新八君 田中 榮一君

徳安 實藏君 中垣 國男君

永山 忠則君 林 博君

古川 丈吉君 松本 一郎君

米山 恒治君 太田 一夫君

坪野 米男君 荻森 芳夫君

山中日露史君 井堀 繁男君

出席國務大臣

法務大臣 植木庚子郎君

自治大臣 安井 謙君

出席政府委員

警視總監 新井 裕君

(警察庁刑事局長) 事 竹内 壽平君

(刑事局長) 事 大上 司君

自治事務次官 大上 司君

自治事務官 松村 清之君

(選挙局長) 委員外の出席者

検事 羽山 忠弘君

(刑事局刑事課長) 事 海治 立憲君

(刑事局参事官) 事 海治 立憲君

自治事務官 中村 啓一君  
(選挙局選挙課長)  
自治事務官 核沢東兵衛君  
(選挙局管理課長)

四月二十七日  
委員内田常雄君、飯谷忠男君、篠田弘作君、首藤新八君、田中榮一君、林博君、坂本泰良君及び山花秀雄君、林博君、坂本泰良君及び山花秀雄君、則君、古川丈吉君、米山恒治君、徳安實藏君、亀岡高夫君、井村重雄君、田中織之進君及び堂森芳夫君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

公職選挙法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)

○加藤委員長 これより会議を開きます。

公職選挙法等の一部を改正する法律案及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を一括議題といたします。

これより公職選挙法等の一部を改正する法律案及びこれに対する島上善五郎君外二名提出の修正案及び高橋英吉君外二名提出の修正案、並びに国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する高橋英吉君外四名提出の修正案について、一括して質疑を行ないます。

案について、一括して質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、順次これを善します。島上善五郎君。

○島上委員 政府原案に対しては、大に私の質問が残っておりますが、大臣がまだお見えになっていないようです。外から提出されました修正案について、質問いたします。

この自民党の修正案の提案者であり、また高橋英吉君は、選挙制度審議会の特別委員として、審議会の審議にも参加されておりますし、審議会の答申の内容についてはもちろん、その根本精神についても十分御承知になっておられるはずで、その高橋君からこのように提案をされましたことは、私は意外と申しますか、遺憾と申しますか、はなはだ了解に苦しむところであり、そこで、以下内容について御質問するのであります。内容に入りまます前に、一般的なことをまず伺っておきたいと思ひます。

今回の公職選挙法改正にあたって一番大事な点は、最近、選挙を重ねると、腐敗、不正の選挙がはなはだしくなってきた。これはあとで私は法務省当局から、その教育的な根拠も示してもらおうと思つておりますが、その教育的根拠をあえて示すまでもなく、高橋英吉君も御承知だと思ひます。買収、供応を中心とする悪質違反が、年を追うごとに増加してきて、買収、供応を中心とする悪質違反は、買収、供応を中心とする悪質違反

をいかにして防ぐかということ、出た場合には当然これに対する罰則を厳にする、私はもちろん罰則を厳にすることだけで事足りると思ひませんが、けれども、差しあたつてはこのような悪質違反に対して取り締まりを厳にすることと罰則を厳にすることが、遺憾なことではあるが、必要な事である。それが、連座制の強化となり、あるいはその他の罰則の強化という形にならざるを得ないわけであり、弊害の伴わない、あるいは弊害がほとんどないような方面については、形式犯その他言論等については緩和をする、弊害の多いところは取り締まり及び処罰を厳にする、こういふような思想の上に立つて答申がなされたものであり、私は当然このようなのもの考え方は是認され、肯定されて、選挙法改正に取り組むべきではないか、こういふふうに考へるわけでございますが、いわばこの前提とも言ふべき二つの考え方に対して、高橋英吉君はどのようにお考えか、承りたいと思ひます。

○高橋(英)委員 島上委員からの御質問、ごもっともだと思ひます。私も審議会の特別委員をやつておりましたから、その精神はよくわかりますが、ただ公明選挙の目的を達成するために、罰則を強化するばかりが能ではない。それによつてその目的が完全に達成される、ということとはほとんど望み得ない、ということ、今島上さんもおっしゃつたこと、でございますので、私も同感でございます。しかし、ある程度は罰則関係の強化によつてもその目的

を達成しなければいけません、ということに結論が相なつた關係上、政府提案となり、われわれの修正案となつたと思ひます。たびたび申し上げますけれども、罰則強化といひましても、刑罰の強化の場合もありません、今度のような連座制の強化というふうな問題もありません。今度は刑事罰の強化よりも、連座制の強化というふうな点に重点を置かれたら、これも刑罰強化のうちに入るであらうと思ひます。特別時効の廃止、これも刑罰強化のうちに入るであらうと思ひます。連座制の強化といふこと、これはなるほど連座制をより強化するならば選挙違反が少なくなるかと何とかがいふふうな問題も起つてきましようが、選挙が萎縮してしまふといふふうな問題も起つてきましようが、根本問題として、たびたび私が申し上げておりますように、意思のないところに責任を負わすという点、これはもう近代社会の鉄則に反するわけですから、なるべくこれを小範囲にとどめなければいけません。大体連座規定のあるのはイギリスと日本だけであつて、世界各國にはない。今度のように連座制を広げますと、これはほとんど日本の国辱みたいなものを広告するのではないかと、いふふうにも思われるのであります。専断特許として日本が輸出しまして、各國で輸入をしてくれればいひわけでございますし、いふけれども、こういふばかげた国辱的な立法については、各國ともまねはしないと思ひます。要するに私どもは、この連座制をより強化するとい

うことは、これは例外中の例外でございませぬ、非常に慎重に取り扱わなければならぬ、そういうふうな建前から、連座制の強化には根本的には絶対反対の立場ではあります。しかし現在の時弊といえますか、現象的な弊害を除去するためには、多少これも必要ではないかというので、この程度が最も妥当であると信じて、政府案に賛成し、また政府案を修正すべきであるというふうなことになるので、審議会の精神もよくわかっておりまして、これを心から尊重した結果がこういふふうなわれわれの立場と相なったものと御了承願いたいと思ひます。

○島上委員 日本の国辱を宣傳するよるなものと御承知願いたいと思ひます。もうこういふふうな法律で連座制を強化したり、取り締まり、罰則を強化しなければならぬというところは、そういう現状はほんとうに残念だと思ひます。そういう現状があるからこそ、これを改めるために、改革するために法律改正が必要だということになつたわけですから、その現状がなくなれば、私は現在のような取り締まり本位ともいべき法律は、大幅に緩和して改正すべきだと思ひます。そういう時期が一日も早くくることを、むしろ私は希望したのであります。その現実を言わないで、法律改正が困難だと言ふことは、私は考え方が転倒しているのではないかと思ひます。池田総理が、総理になり総裁になつて初めて行なわれた選挙が、最も醜悪な選挙であるというところは、遺憾ながら事実なんです。この事実を否定することはできない。私たちは同僚のことに関することだから、あまり触れたくはありませぬけれども、法務省の法務次官をした

人が、最高検のたしか検事長をした人が、立候補に際して、今度は法務大臣になる人だといふ振れ回りで立候補した人が、最大の悪質違反をしておるというところは、これは事実でしよう。取り調べに当たつた某検事は、私にこう言いました。あなた方が考へておられるやうなまやましいものではありませぬ、もう徹頭徹尾、組織的な、計画的な買収である、現在の警察力をもつてしてはその全貌を調べることはとうてい不可能である、氷山の一角にすぎない、こういうことを言つておる。私はそれはほんとうだろうと思ひます。それが大阪ばかりではない。東京にもある、福岡にもある、秋田にもある、北海道にもある。こういうことは私は言いたくないのです。こういう実態があるからこそ、これを防止するために法律改正をしなければならぬのです。私は総理への質問の際にも申しましたが、私どもは法律改正万能主義ではないのです。法律改正と政党及び候補者の自粛、反省と国民の自覚協力と、この三つが相俟たなければ公明選挙のほんとうの目的を達することができない。しかし私ども国会議員として、国会で法律改正に当たつておられる以上、法律改正の面から今そういう点を議論しているわけですが、ほんとうに私たちは、こういうやうなことを言ひたいのは、全く国会自体の権威にかかわることであり、大きく言うならば国辱をさらすやうなものですから残念です。残念ですが、強化するしかないと思ひます。野放しにして十億も二十億も使わせて富の再分配をしようなどという議論もありませぬけれども、これは私は論外だと思ひます。

そこで伺いますが、根本的には連座制強化には反対だけれども、ある程度強化するのはやむを得ない。政府案も強化しているし、やむを得ない、こういうことです。そのある程度強化ということですが、そのある程度強化という法律的事実がある強化でなければならぬと思ひます。精神的な効果をねらうだけでは、私は現在の選挙界の状況に對しては役に立たぬと思ひます。精神的な効果をねらう程度で改正では役に立たぬ。實際的に効果の上がる連座制の強化でなければ役に立たぬと思ひますが、その点どのようにお考へでしょうか。

○高橋英委員 いろいろ有益な御訓示や御質問をいただいたので、だいぶ啓蒙される点がありますが、議論が平行線になつていかぬのですけれども、私ども刑罰の強化よりもより根本的に公明選挙の目的を達成する方法があるのではないかと、井堀君が主張しております。民主党の主張しております公明選挙の方法、これなんか最も適切な方法ではないかと思はれるので、刑罰とか罰則とかを強化して、それで選挙違反がなくなるものだったら……。(畑委員 理屈では参りましたと言ひなさい、わかっちゃいるけどやめられないか)と御承知のようになつておられるのかもかわらぬ、いわゆる選挙違反といふものは跡を断たない。従つて連座制が強化されまして、これが決して予防できるとか、これがために選挙違反がなくなるといふふうなことは考えられません。今畑君が言つたやうにわかちやいるけれどもやめられないといふやうなことで、とにかく正当防衛といふますか、自衛権の行

使といふますか、当選するためにはあらゆる手段、方法を講じますから、連座制の強化くらいでは決して従来のそれよりやむを得ないと思ひます。かえつて連座制の強化は予防的な、予戒的なものよりも、懲罰的なもの、すなわち復讐的なもの、懲罰的なもの、そういうものを含んでおるのじゃないかというように私どもには思はれます。刑事罰なり連座制を強化して、それがために選挙違反がだんだん少なくなるといふふうなことは、絶対に信じられない。先ほど申しましたように、刑事罰が幾ら強化されても、今日のようににぎびしくなつても跡を断たないのでございませぬから、連座制が強化されても私は同じだと思ひます。連座制がねらうところは、選挙違反をやつた者に対して、懲罰的に、懲罰的にその当選者を失せせしむるといふやうなところにねらいがあると思はれるので、これは前時代的な法律思想である。この点についても連座制の強化といふものはどうかと思はれますけれども、いわゆる世論なるものがこれを望んでおりますから、われわれもいわゆる国民主権の代表者といつたしまして、一応こういうふうな態度をとつて、一応次第でございませぬ。とにかく木を見て山を見ずといふふうなこともありますから、あまりに局部的な現象ばかり見て、審議会も社会党さんの方も連座制の強化ばかりを主張されるようなきらいがあるのじゃないか。この程度が一番いいと思つてわれわれは修正したのであります。その中でも親族連座の規定なんかは、大へんな問題です。わが党の中でも人道に反することには絶対に反対だといふ者が多いことは、御承知の通りでありますけれども、一応諸君

の御要請も取り入れまして、いわゆる審議会の精神を尊重し、世論を取り入れてといふふうな形で、この程度の修正が一番いいと思つて出した次第で、ぜひ御賛成いただきたいと思ひます。

○島上委員 高橋提案者は非常に正直で私は好感を持っておりますが、ときどき不正直なところもあるのです。正直と不正直とまじつておるのです。審議会の答申がよくわかつて尊重してゐるなどというところは、あまりこの際言わぬ方がいいのではないかと思ひます。審議会の答申は行き過ぎだ、だから自分たちは尊重できない部分もありません、尊重できない部分もありません、この方が私は正確ではないかと思ひます。他の部分については正直なところがあります。連座制強化はだめだ、連座制を強化したからといって効果が上がるものではない、しかし世論が要求するから、まあ仕方がなしに、多少は強化したやうな格好をしなければならぬ、これが正直なところだと思ひます。それならそれでいいのです。私どもも考えが違つただけです。高橋議員も御承知だと思ひますが、イギリスにおいてかつて、日本の今のわれわれでは想像もできないやうなきびしい罰則を課した。候補者はその選挙区においては五年間か七年間立候補できない。私はほんとうに、できるならばそういうやうな足飛びにくくと、それこそびびくりして混乱を起こすでしようから、最小限度の強化という意味で、答申の線に沿つた社会党の修正案程度のものが今日必要ではなからうか、こう考へてゐるわけですから、特にその連座制について

は、精神的な効果だけではだめです。それこそ、今正直におっしゃったように、当選するがために手段を選ばず、勝てば官軍、当選してしまえばいいのだというふうな考えでやるから、当選に影響する罰則、すなわち連座制を強化しなければだめなんです。運動員が罰金を食った、三カ月から半年の体刑を食ったという程度では、ほんとの効果が上がらぬのです。それほど今選挙界が腐敗している。私は、当選に実際に影響するような強化をしなれば、現在の選挙界の腐敗を改めることが困難である、こういうふうにお考えをしておりますが、当選に影響するような罰則強化は反対である、そういうことをしてもだめだ、こういうふうにお考えならばお考えでけっこうですから、その点はつきりお答えを願いたい。

○高橋(英)委員 私は罰則を強化しても全然効果がないとは言わないのですよ。先ほどの説明不足の点は訂正させていただきます。罰則を強化したら、ある程度目的を達せられましょう。しかし、それが総合的観点から考えて妥当な罰則強化であるかどうか、すなわちほかの犯罪やほかの社会現象その他と比べて合理的であるかどうかということに問題があると思っております。連座制の強化というのは、何べんも言いますが、意思のないところに責任を負わせるのですから、これは人道精神に反するわけです。御承知のように入、野蠻時代といいますが、昔のそういう時代には罪九族に及んで、主人が罰せられたら、何にも関係のない親族までも罰せられた。こういうことは人道精神に反するといふので、意思のあるところから初めて罰が加えられる、責任を持たされるというふうなことに相

なっていることは、御承知の通りでございます。従って民事上でも、過失による責任というものが特に今規定されておりますけれども、これも例外規定。刑事罰の問題におきましても、過失に基づくところの責任は、御承知のように非常に軽い。人が死んだ場合でも、殺人罪では死刑や無期にせられるのに対して、過失で人を死に至らしめた場合には罰金で済むという程度になつておるくらいでございますから、連座制の強化もそういうような意味において、意思のないのに責任を負わせるということになるのでございまして、これはそう極端にきびしい規定にすべきではない、範囲を広げるべきではない、ごく少数の、ほんとうに連座せしめてもそう過酷ではないというふうにお考えの程度のもので、これに対して強化するのは差しつかえないと思っております。選挙違反は非常にきびしく取り締まらなければいけませんから、単に十万円や二十万円の買収をしたからといって死刑にするわけにはいきません。なるほど死刑にすれば、あるいはだいたい違ふかもしれませんが、そういうふうな不合理なことは、きかないという意味で、とにかく強化するのにもそれぞれ立場からつり合ひのとれた、中庸をはずれない程度でいいというのがわれわれの主張であります。

○島上委員 高橋委員は法律家でございまして、私がこういうことを聞かぬでも十分御承知だと思っておりますが、連座は刑罰とお考えですか。

○高橋(英)委員 刑罰とは考えませんが、刑罰とは考えませんが、責任を負わされるという一つの法的効果を得らるるものでありますから、

罰則には違ひないと思っております。広い意味において刑事罰といつてもいいかもしれませぬけれども、狭義においてはいわゆる刑事罰とは違ひます。

○島上委員 刑罰でないといふことは明らかです。これは定説です。刑罰ではございませぬ。政治的責任を負うということにはなるのでございませぬ、刑罰ではないと思つて、従つてこの連座制について罪九族を引き合ひに出すことは、私は不適当だと思つております。罪九族というのは、意思もないし行為もない親族が刑罰に処せられることをさしておるのだと私は理解しております。いかがでしょうか。

○高橋(英)委員 お説の通りでございまして、私の申し上げる連座制における意思のない者が責任を負わされるというものは、候補者自身のことなんでしょう。候補者自身は意思がないわけなんです、他人の犯した罪といふんです、違反事項によつて、当選したところの国会議員としての重要な地位がなくなつてしまふという、政治家として死刑にも値するやうな、そういうふうな非常な責任が及んでくる、それは候補者に何ら意思の關係がないにもかかわらず、そういうふうなことを申し上げておるのであります。

○島上委員 罪九族といふことを前からしきりに言われておりますが、これは今のお答でも明らかになつて適當ではございませぬし、国民に誤解を与えますから、私も今この時代に罪九族に及ぼすやうな法改正をやろうなどとは毛頭考へておりませぬから、それに連座制強化は罪九族と同一のものではございませぬから、これだけは一つ今後お使ひにならぬようにお願ひしたいと思つております。

今のお答を聞いておられますと、連座制そのもの、候補者が行なつた行為でもないし、候補者の意思によつて行なつた行為でもないから、連座すること自体が不適当である、こういう考へに立つておるようではございませぬが、考へ方としてはそういうふうにお考えでしょうか。

○高橋(英)委員 さうでございませぬ。○島上委員 そつたいたしますと、連座制そのものを否定なさるわけですね。○高橋(英)委員 連座制といふものは近代社会の法則からいって、間違つた規定とは申し上げませぬけれども、例外的に、特別の場合における特別の法則だといふふうにお考えをしております。それから、これはあまり言わなくてもいいのですけれども、罪九族といふことについて、ちよつと私の所見も申し述べさせていただきます。要するに罪九族という思想の裏返し、すなわち他の条件は何もないけれども、単に親族であるという自然的条件のために、特別に、その親族なり家族なりが犯したところの一つの行為によつて責任が候補者に及ぶといふこと、これはすなわち罪九族に及ぶといふふうな思想の裏返しになる。これはちよつと申し上げたいのですが、われわれが宣伝効果をねらつて特に選んだ言葉ですから確かにオーパーには違ひありませんけれども、やはり思想として、何らほかの条件がない、ただ親族であるという自然的な結合が土台となつて、それによつてここに責任が生ずるといふふうな思想、それは家族制度を放棄したところの精神にも反するし、罪九族的思想に属するの

じやないかといふふうな考へ方をしておるわけですね。

○島上委員 そつたいたしますと、あなたの考へからいたしますれば、この修正案には親族連座の項を全部削除してお出しになるのが当然だと思つて、どうして削除なさらなかつたのですか。

○高橋(英)委員 これは、削除しろといふのが党内大多数の意見ではございませぬが、先ほど申し上げましたように、審議会の答申の精神を尊重し、世論みないなものを取り入れまして、その上で、一切こういうものが無いと親族が少し行き過ぎの行為に出るおそれがあるから、この際こういうものをこしらえて、親族に少し休息を与えてやるのもいいだろう、そういうふうな意味で賛成した次第でございませぬ。

○島上委員 どうも一貫性がないように思つてしまふのですが、私たちが親族に休息を与えようなどと考へておられません。親族の方々も、法で許された合法的な運動は大いにやつて可なりと思つて、それこそ人情のしからしむるところだと思つて、法律に許された範囲で十分やれるのです。法律に許されないことをやろうとするから、罰則があり連座があるわけですから、親族に休息させようといふ考へを持つておられる方は、私は決して言葉じりをとらえるわけじゃありませんが、休息させようといふ考へを持つておられる方は、親族が動くときには買収、供託が必然的につきものだといふふうにお考えになっておられるのじやないかと思つて、私は親族といへども、一般の国民あるいは支持者が行なうのと同時に、合法的に行なえる範囲はかなり広範に

あると思ひます。そういう広範にある運動をおやりにすれば、他の人がやるよりも親族の場合には少し効果が多いと思うのです。そういう効果が多い親族がおるのに、休息させるといふことは、いづぶんもつたない話じゃないですか。私たちは親族に合法的な範囲の運動を大いにやっていたらどうと考へておられますし、またこれはあつても非難され指弾されるべきことではないと思ひますが、この点に關するお考へをもう一度伺つておきます。

○高橋(英)委員 お説までもなく、ひつかり程度で親族、家族は一生懸命やるものと思ひます。しかし氣分的に休養を与えるというふうなことも考へられますが、とにかく私どもは選挙の実情といたしますと、親族は出過ぎると怒られるし、またやらないと、他人にやらして自分たちはぬくぬくとやっていると怒られるので、怒られますし、これの調節というものがなかなかむずかしいもので、適当にはやっておりますが、こういう法律ができれば、また適当に活用いたすつもりであります。また適当に活用いたすつもりであります。また適当に活用いたすつもりであります。また適当に活用いたすつもりであります。

○島上委員 そう邪推したくないけれども、こういう法律ができたなら親族を休息させると言つてしまふから、そう言わざるを得ないのです。私たちは法律的にも処分されないし、また他の人々からも、おれたちが一生懸命やっていると何だ、何もしないでと怒られることのないように、もっと熱心に、もっと合法的にやっていたら道が無限大といつていいほどあると思ひます。ですから、この法律ができた

ら親族に休息させようなんというふうな突き詰めてお考へになると、勢いそれじゃ親族の場合には買収、供応がつかぬものだ、こういうふうな反対側から解釈されると思ひます。

そういう問答ばかりしておつてもしょうがないから質問を進めますけれども、親族の問題に入りましてから、これは自治大臣にお伺ひいたします。今度の連座制強化の政府案ですが、親族の連座については、同居し、意思を通じ、禁固以上の刑に処せられ、執行猶予にならなかつた場合、こういうふうな大臣のおつしやるしほりがかかつてあるわけですか。これで一体實際の効果があるものですか。私は精神的にはあるいは効果があるかと思ひます。しかし實際法律的に効果が期待できるものでしょうか。もし期待できるとしたら、その事例をなるべく具体的に御答へ願ひたい。

○安井国務大臣 親族連座につきましては、今高橋先生からもお話しした通り、一般的に親族なるがゆゑに特別に対象としていろいろ法律的な制約を加えるのが妥当かどうかについては、相当議論が分かれる。しかし一方、現在の状況におきまして親族の果たしておる役割等について特別の関心を持つて、今後法律を処理することを要請されておるといふ審議会の御意向もありましたので、そういう行き過ぎにならないような配慮を極力いたしましてこの法律案を出したわけでございます。はたしてこれが今後どういふうちに運営されますか、この点につきましては今後の運営の結果を待つてみたいと思つております。

○島上委員 私が實際の効果がないというのは、単に私の主観や単なる想像

ではないのです。法務省が出しております統計によつても、選挙違反に關する処罰の結果を見ますと、ときには九〇%、ときには一〇〇%まで執行猶予になっておるといふような数字があつておられます。執行猶予というしほりが一つかかつただけでも、九九%は引つかからない、そういうことになるのです。(荒松委員)そんなことはないかと呼ぶ。法務省の統計が示しておるのです。それじゃ、法務省の統計を出してしまふ。これを一つ確認してからにしまふ。最高検事務当局の司法統計年報昭和三十年版で、衆議院選挙の場合裁判を受けた二百九十人のうち有罪二百四十七人、無罪十一人、その他三十一人、この有罪の中で懲役百五

人のうち執行猶予百三人、禁固十二人のうち執行猶予十一人、同統計の参議院選挙の場合を見ても、懲役九十八人のうち九十七人が執行猶予、禁固二十九人のうち全員が執行猶予となつております。私はこれが事實であらうと思ひますが、当局のお考へをいただきました。

○羽山説明員 ただいまお説になりまして統計は、おそらく最高裁判所の統計であらうと思ひます。その通りでございます。

○島上委員 この通りであることは間違いないのです。こういうふうな八九%ないし九九%が執行猶予、懲役でもそうする。禁固の場合には全員、そうすると執行猶予にならなかつた場合といふ一つのしほりだけでも、九九%はかかぬといふことになる。その上に意思を通じ、同居をし、違反そのものがいゆる悪質違反ですから、そういうことになつて参りますと、私はいふ言ひならば、千人のうち一人

くらいは引つかかるかもしれないが、千人のうち九百九十九人は引つかかぬといふ実態であらう、こう考へます。どうでしょう。か自治大臣。

○安井国務大臣 これは連座の対象になるといふ意味からは、従来、総括主宰者が連座の対象になつたといふ場合も、非常に少ないのじゃないかと思ひます。これはよほどの事例でございます。これはよほどの事例でございます。これはよほどの事例でございます。これはよほどの事例でございます。

○島上委員 従来総括主宰者や出納責任者が連座の対象になつた事例は、一ぱいあるんですよ。一ぱいあるけれども、裁判が三年も五年もかかるために、實際に連座によつて失格した者がいないだけの話なんです。現に、現実に進行している裁判の中でも総括主宰者、出納責任者が起訴されて裁判されている事例がたくさんありますよ。一つ関係当局、その例をお考へ願ひたい。

○羽山説明員 昭和三十五年の衆議院議員選挙におきまして、総括主宰者といつたしまして起訴されました者は三名でございますが、まだいづれも公判おりません。出納責任者は五名でございますが、一名が裁判が確定いたしました。おりまして、あとは未確定でございます。

○島上委員 この通りですが、これがもし裁判がスピード・アップされて任期中に確定すれば、これに該当する人

人は失格することにならうかと。思ふ。少なくともなるおそれがある。ただし現行法によつては、あらためて当選無効の訴訟を起すということになつておりますために、實際に連座する人はほとんどないといふことになつております。

○安井国務大臣 前にも申し上げたかと思ひますが、親族といへども、総括主宰者、出納責任者と同じようなことをやつておる場合は同様な扱い——これは現行法通りになるわけでありませう。従ひまして、それ以上に条件を広めようといふ場合でありますから、親族にはできる限りのしほりをつけて、行き過ぎのないようにということになります。決して親族を特別に軽くしなわけじゃないわけでありませう。

○安井国務大臣 前にも申し上げたかと思ひますが、親族といへども、総括主宰者、出納責任者と同じようなことをやつておる場合は同様な扱い——これは現行法通りになるわけでありませう。従ひまして、それ以上に条件を広めようといふ場合でありますから、親族にはできる限りのしほりをつけて、行き過ぎのないようにということになります。決して親族を特別に軽くしなわけじゃないわけでありませう。

○安井国務大臣 前にも申し上げたかと思ひますが、親族といへども、総括主宰者、出納責任者と同じようなことをやつておる場合は同様な扱い——これは現行法通りになるわけでありませう。従ひまして、それ以上に条件を広めようといふ場合でありますから、親族にはできる限りのしほりをつけて、行き過ぎのないようにということになります。決して親族を特別に軽くしなわけじゃないわけでありませう。

○安井国務大臣 前にも申し上げたかと思ひますが、親族といへども、総括主宰者、出納責任者と同じようなことをやつておる場合は同様な扱い——これは現行法通りになるわけでありませう。従ひまして、それ以上に条件を広めようといふ場合でありますから、親族にはできる限りのしほりをつけて、行き過ぎのないようにということになります。決して親族を特別に軽くしなわけじゃないわけでありませう。





るところがある。一体当選する票の半分もとる地域の主宰者が重要でないというふうに考えること自体が、おかしいじゃないですか。どうでしょう。か。得票で考えるというならまだ少しわかる。ところが、あるけれども、地域で考えて、五分の一の地域の、その五分の一でもって当選する票の半分も五分以上もとるといふ場合に、それでも地域が五分の一だから、あるいは地域が四分の一だから重要でないという考えが成り立つてしょうか。

○高橋(英)委員 そういふ考え方もあります。地域で分けるか、有権者の数で分けるか、得票数みたいなもので分けるかというふうなことはなかなか技術上むずかしいので、われわれも知恵をしぼったのですけれども、結局一応簡単に今の程度の分け方を、これからまた島上さんの知恵も借りたりして、不公平にならないように、得票数とか有権者数とか地域の広さとか、そういうふうなものを総合したもので、技術上できれば一番いいと思うのですが、今のところこれは法律技術上なかなかむずかしいというので、とりあえずこういふふうなことにいたしました次第でございます。さらに出納責任者の二分の一というふうな連座制の拡大の規定もありまして、あの辺との連関で今のような弊害は除去できるのじゃないか、かように考えております。

○島上委員 連座制を妥当なりとする考え方は、候補者と一体性のあるもの及び選挙に重要な役割を果しているもの、こゝろいふ考えからきていると私は思うのです。その重要ということ、地域で分けるということ、地域がどんなに広くともそこで大して得票がない

という場合には、私は当落にそう決定的な重要な役割とは必ずしも言えないと思うのです。重要な役割だと思は、得票に際しての重要な役割だと思わなければ、ほんとうの意味の重要な役割とは言えないと思うのですが、どうでしょう。

○高橋(英)委員 御説の通りで、そういふふうなものを考慮しなければならぬのじゃないかという議論があつて、あんなつた。だから私は徹底的にこの問題を解決するには、イギリスのよりの例の減票制、あれを採用するのがいいのじゃないかと思つたのです。減票制によつて、当落に影響するような違反を犯した者、違反行為のできた者、そゝういふふうな者に連座の規定を適用するといふふうなことが一番いいのじゃないかと思つたのですが、これも技術上なかなかむずかしいと言われて、私どもの提言が今のところ退けられたような影にありますが、そゝういふ意味において何が一番重要であるか、どういふふうな重要な人に連座せしめるかというふうなこと、これはなかなかむずかしい問題だと思つた。島上さんのおっしゃることは一応にも二応にも私はもつともだと思つたのですが、ただ法律技術上むずかしいらしいので、現実にはその法律を実施する場合に非常に問題だそゝうでございますので、この際はまけてこの程度で一つ御了承願つて、お互いにまたよく研究してからもつと妥当に修正したいと思つた。

○島上委員 こゝろいふ大事な選挙法の改正をまけるわけにいきません。やはりまつつくにして出さなければならぬと思つた。

私は選挙における重要性というものを地域で分けるという考え方にはどうして賛成できないし、ましてや、三分の一の地域に限定することに對してはなおさら賛成できない。これは選挙における重要性という考え方が、根本的に誤つておるというものを指摘しないわけにはいきません。こゝろいふふうに分けたのは、私は分けた事情はわかりません。結局は党内でいろいろの意見があつて、連座制などというものに対して、根本的に反対な、高橋さんと同じような思想を持つておる方が非常に多くて、ほんとうはしたくないけれども、まあこの程度なら実際にはだれも引つかからぬのだから、その程度にしておけといふふうなことになるのだと思つた。ですから、これはもうこの通りだとお答えもできません。まさかその程度で、答弁は要りません。

○羽山説明員 昨日東大臣にお目にかかつておりましたので、あとで刑事局長が参りましてお答え申し上げます。○島上委員 これは重大なことですから、あとでもつてお答え申し上げます。あつたでもつてお答え申し上げます。これはぜひ明白にしてもらいたい。この法律が通る前に、流れる前にでもいいです。通る前に、流れる前に、その前に明白にしてもらいたい。これをもし請訓事項にするということになりましたならば、いよいよもつて親族連座なるものは、あつてなきにひとしいもので、国民を欺くものです。もう正直に、親族連座を抹消する、削つてしまひ、こゝろいふならまだすつきりしているのです。私は反対です。反対ですが、法律としてはその方がごまかしがなくなるといふ意味において、すつきりしている。ですから、これは請訓事項にするかしないかは明確にあつてお答え願ひたい。

○島上委員 たいだいまの御答弁で明らかになりましたように、当該選挙という言葉がついていふために法律の適用に非常に困難を来たすことではない、こゝろいふことですから、高橋さんに一つ伺ひますが、どうして当該選挙では都合が悪いから期日をはつきりしなければならぬということになつたか、その理由をお伺ひいたします。

統一して、寄付制限についての点を伺ひますが、当該選挙に關してということでは抽象的である、だから期日をはつきりする、こゝろいふことが理由になつておるようでございますが、現行法においても当該選挙という言葉があります。現行法に当該選挙という言葉があるために、この法律の適用に際して非常に支障を生じておる、困るといふことがありますどうか、まずその方面の当局者から伺ひます。

○新井政府委員 選挙法の罰則はすべて相対的でございます。選挙に關連しないものはほとんど罰せられない、そゝういふ意味では選挙の犯罪捜査というものは大へんむずかしいのでありますけれども、当該選挙といふことがあつたために非常にむずかしくなつたといふ経緯は、特にごさいます。○島上委員 たいだいまの御答弁で明らかになりましたように、当該選挙という言葉がついていふために法律の適用に非常に困難を来たすことではない、こゝろいふことですから、高橋さんに一つ伺ひますが、どうして当該選挙では都合が悪いから期日をはつきりしなければならぬということになつたか、その理由をお伺ひいたします。

○高橋(英)委員 ほかの関係はともかくですが、この後援会の寄付の問題は、これもあなたの方の組合活動も含め

て、われわれの政治生活に直結しているわけですから、従つて非常に関心が深いわけでありまして。實際いろいろ考えてみまふと、取り締まりをする方は、なるべく広義の解釈ができるようにな、そゝういふ抽象的な規定がいいでしよう。われわれ取り締まりを受けよう方といつたしましては、どうしてもその意義を明確にしてもらわなければならぬ、そゝういふふうな必要性があるわけ、従つて従来は大した問題の場合でないときに、当該選挙という文字が使つてあつたものだと思ひますが、この後援会活動、後援会の寄付という問題は非常に重大な問題で、われわれの政治生活と直結しておる。その政治生活と選挙関係といふものが、これはきつとも申し上げました通り、これまたほんとうにその限界がわからないわけです。判別しにくいといふふうなことになるております。概念的にはむろ

ん、政治活動と選挙活動は分けることができましよう。政治活動のうち一部分として選挙活動といふものは考えられるわけですが、しかし現実において、どうしても政治活動と選挙活動が峻別しにくい、分けにくいといふふうなことになるております。後援会なりそれの後援団体みたいなものは、その政治家の大成を希求して結成したものに違ひありませんが、結局政治家の大成は選挙と関連するわけですから、平素の政治活動といふことも選挙に關係しないことではないといふことになる。ちよつとでも選挙の話が出ますと、後援会は選挙活動をしたといふふうな認定されるおそれがあるので、非常に弊害が大きいと思ひます。すべての政治活動が萎縮するといふふうな弊害も生ずると思ひますので、私どもはこの際当該

て、われわれの政治生活に直結しているわけですから、従つて非常に関心が深いわけでありまして。實際いろいろ考えてみまふと、取り締まりをする方は、なるべく広義の解釈ができるようにな、そゝういふ抽象的な規定がいいでしよう。われわれ取り締まりを受けよう方といつたしましては、どうしてもその意義を明確にしてもらわなければならぬ、そゝういふふうな必要性があるわけ、従つて従来は大した問題の場合でないときに、当該選挙という文字が使つてあつたものだと思ひますが、この後援会活動、後援会の寄付という問題は非常に重大な問題で、われわれの政治生活と直結しておる。その政治生活と選挙関係といふものが、これはきつとも申し上げました通り、これまたほんとうにその限界がわからないわけです。判別しにくいといふふうなことになるております。概念的にはむろ

選挙というものを当該選挙に關しといふこと、すなわち当該選挙に際しといふこと、当該選挙を動機として行なわれるところの寄付、そういうものをそらういふ文字で表現いたしましたも、実際においては具体的にはつきりすることができません。実態をつかむことができないという弊害がありますので、それを期間にすればつきりしてしまふ。ある期間で、その期間以後は絶対にそういう活動はできないということになるわけでございます。今度のおれわれの修正は、ある期間以後は、法定期間以後は一切の後援会活動ができないということになるのですから、非常に進歩した修正だ、かように思っています。

○島上委員 高橋さんは正直だからついで出る言葉だろうと思つけれども、取り締まられると言われれば、悪いことをやらなければちつとも取り締まられないのです。合法的に堂々とやつていけば、ちつとも取り締まられるなどということは頭に置く必要はない。私は後援会というものを保持しておりますけれども、かりに後援会が文字通りにある人を後援するためのものではないならば、後援会の活動というものは何もうびくびくしないでやれると思つて、高橋さんは後援会の活動というものは選挙活動以外にないとお考えでしようか。つまり選挙運動をするほかに後援会の活動というものはないものかどうか。

○高橋(英)委員 これは昨日申し上げましたが、後援会活動は決して選挙活動ばかりではありません。平素の後援会活動は選挙と関係のないものが主たるものでございますけれども、しかし

間接には、どうしてもある一定の年に来る、もしくは不定期に来るところの選挙と関連をしております。従つて、後援会活動のときに選挙の話題なんか出ると、選挙に關係したか合のようにとられるおそれがありますし、それからすべて後援会の寄付とか供応とか、そういう一切の面における誤解を受けやすいところの活動につきましては、やはり間接には選挙に關係しないといふふりなことはあり得ないという理屈にはなるのです。とにかく知能の低いと言いますと語弊がありますけれども、地方の後援会の人、知能が高い、と言つてまた語弊がありますが、検事さんや警察官に理屈詰めにあつて、結局後援会に寄付したら選挙のためになるわけじゃないかと理屈詰めになる。それは当該選挙に關しといふことになるといふのが、日本の檢察の方の事件關係の成り行きです。そういうふうな弊害が實際あるわけですから、従つてこの際はつきりと分けた方がいふふりな弊害が起らないか、考え方がいふふりな活動以外が後援会の本来的な目的の活動であり趣旨であるといふふうなことを申し上げることはできます。

○島上委員 後援会活動は、広い意味に解釈すれば、選挙活動といふか選挙運動につながるのを持つていふか選挙です。しかし、そういう広い意味で選挙法で取り締まっていますから、この選挙法に禁止もしくは取り締まる対象とならない広義の活動といふものは一ぱいあると思つて、その点どうでしょう。

○高橋(英)委員 いろいろ、言われる通り活動の分野は広大なものです。従つてある期間以外の後援会の活動は事前運動にもならない、選挙違反にもならないというので、この規定で明確に、誤解を受けないように、取り締まり権の乱用というふうな悪現象が起らないようにするために明確にしたわけでございます。

○島上委員 明確にしたと言いますけれども、明確にしたのは金品の寄付や供応のことを明確にしただけなので、私は金品の提供、供応の提供はいつでもいけなないと思つて、当該選挙に關するものは、これはそれでなければならぬと思つて、どうですか。

○高橋(英)委員 いろいろ当該選挙に關係したら、事前運動にもやられますし、選挙違反にもやられますから、当然です。われわれの修正案が成立いたしましたとしても、選挙に關する供応とか買収みたいな行為、これは事前運動として取り締まられるわけですし、犯罪になるわけですから、これにまでわれわれは觸れておるわけではないのです。要するに選挙に關係してないものであるにもかかわらず、今島上さんが言われたように、多少のつながりがあるために、そういうふうな誤解され、検査されるというおそれがある。従つて常識上、任期満了の三カ月前くらい前からそういうことをしなかつたら、これは選挙に關係ないといふことになるのじゃないか。三カ月前だったら、選挙に關係したとは言えないじゃないか。一応正規の後援会活動と選挙に關する後援会活動との區別は、そこでできるのではないかと、そういうふうなことです。とにかく、社会党さんの方でも六カ月前という説も出ておつたわけですから、六カ月前にするか三カ月前にするかといふことは、お互いの常識と

か常識の問題で、そこは社会通念で適当に解決せらるべき期間だ、かように思つております。

○島上委員 その答弁は少し違ひます。後援会の寄付の禁止は、後援会が選挙民に対して当該選挙に關して金品の寄付や供応をしてはならぬといふことをきめてあるわけでしょう。それから候補者が後援会に対して寄付をしてはならぬ、こういう禁止でございます。それから一月前だとか、期限を限定すべきではない。当該選挙に關して金品の寄付やごちそうするのですから、これはあたりまえだと思つて、それはあなたの方の修正が通るといふことになるといふこと、解散の翌日からですから、解散の当日まではよろしいといふことでしょう。そうじゃないですか。

○高橋(英)委員 いろいろ解散の翌日まではいいわけですが、それで弊害がないと私も思つております。

○島上委員 さっきの答弁と違ひます。

○高橋(英)委員 どこが違ひか、僕も御指摘の法文をよく調べておらないけれども、とにかくこの後援団体に関する寄付といふふうなことは徹底的に禁止した方がいゝといふふうなことを、これは堀君もここで主張されたわけですね。だからその趣旨に従つて、政府原案ではそういうふうな、答申案でもそういうふうな切つていないのを、少しと期間を切つたのではあるけれども、期間の点については多少考え方は違ひけれども、期間を切つて徹底的に禁止をしたといふことについては、大体答申案でも政府原案でも期間が切つていないで、当該選挙といふこと

になつていたので、社会党さんの方から、堀君でしたか、それは意味があまりないから期間を切るべきだ、絶対禁止の期間を設けるべきものだという御主張があつたわけなんです。あなたの方でも、やはりわれわれと同じような思想を持たれておるもの、かように考へておる。ただ六カ月前と三カ月前の違ひだけが問題だといふふうに、大ざっぱにわれわれは考へております。

○丹羽(憲)委員 ただいまの高橋先生の御答弁の通りでございますけれども、誤解を招くといけませんから、ちよつと補足的に申し上げます。

先ほどから島上さんがおつしやつていらつしやるように、選挙運動に關しましていろいろの金品を供与したり、あるいは供応したりすることは当然いけなないこととあります。これは選挙法の百二十九条ですか、はつきり事前運動は禁止されておるのでございまして、これは選挙期間前も選挙期間後もはつきり禁止されております。ただ、後援会の活動禁止といふのは、今回の審議会の答申に初めて出てきた次第であります。(島上委員)現行法にもあります。たとえは後援会自体の政治活動につきまして、候補者がその後援会に寄付をするとかその他につきましての禁止といふものは、今回初めて出てきた次第でございます。寄付をしてはいゝかぬ。大体におきましては会員からいろいろの会費を集めてやるという建前でございますが、会員があるいは米を持つてくる者もあるといふような場合におきまして、それじゃその代替として候補者がそれに見合ふものを寄付する場合もあるし、いろいろの形で

に違ひなく、期間を切つたのではあるけれども、期間の点については多少考え方は違ひけれども、期間を切つて徹底的に禁止をしたといふことについては、大体答申案でも政府原案でも期間が切つていないで、当該選挙といふこと

後援会に後援者が寄付する場合もござい  
ますので、これらのものを一律に禁  
止することになりますと、やはり  
当該選挙に關しという言葉だけで  
は、当該選挙に關しというのが非常  
に明確で欠くところがある次第で  
ございまして、なせいけないかと  
いふ趣旨は、選挙運動に關すれば事前運  
動になるわけですが、それとのまじら  
わしきがありますから、その点をま  
きりした方がいいたらう、それにはや  
はり期間で区切るのが一番適当であ  
らうという趣旨で、社会党さん  
おそらくそういう趣旨で三カ月とか  
六カ月とかおっしゃったと思ふ次第  
でございます。私もそういう点では  
やはり普通の選挙におきましては三カ  
月、解散がありました場合には解散の  
翌日というふうに明確化した方が、候  
補者自体からいたしましても、後援会  
活動の利用を規制する点からいたしま  
しても、かえって明確になるだらうと  
いう趣旨で、こういう規定を設けた次  
第でございます。

だと思ふのです。そういうものである  
から、その後援会が選挙民に対してご  
ちそうしたり、金品の寄付をしたりし  
てはいかぬ。期間にかかりなしに、  
選挙民にそういう寄付をしたり、ごち  
そうしたりしてはならぬ。それから、  
後援会というものは文字通りに後援者  
が集まって、会費を出し合つて、特に  
必要ならば候補者には選挙資金を多少  
なり寄付する、こういうのが後援会  
あるべき姿であつて、名前が後援会  
であつて、候補者から莫大な経費を出  
すようなあり方はいかぬ、こういう考  
えだと思ふのです。こういう考えに對  
してどのようにお考えでしょうか。大臣  
から一つ。

○安井国務大臣 そういふ後援会に名  
をかりて、平時といへども、非常な目  
に余る行為といふものについては、当  
然道義的にも自粛するべきものであ  
らうと思ふ。しかしこれはおのずか  
ら程度の問題があるのであります。こ  
れとえば平素自分の政治活動について  
いろいろお世話になるので、何かの記  
念すべき行事があつたとか、自分の身  
分上変化があつたために、これに對す  
る記念品を、ほんとうに自分の感謝の  
気持ちで配るといふことも、全面的に何  
もかまいかぬのだといふふうなきめて  
しまふことは、私もどうもかと思ふの  
であります。おのずから道義的に標準  
をする時期においてそういうことをや  
るといふことになると、これは非常に  
まじらわしいことになつていかぬから  
といふことで、当該選挙に關してはそ  
ういふようなものは一切禁止する、こ  
ういふふうには私は考へます。しか  
し平生お互いに社交のつき合ひといふ  
意味から、いろいろ世話になつた人に

對して記念品を出すとか、あるいはた  
まに普通の程度の食事をするといふよ  
うなことまで、すべてを禁止してしま  
うといふことは、社会生活の常識から  
はずれてくるのではないかと、いふよ  
うに考へておられます。当該選挙とい  
ふ言葉は、何も今度だけこれを使つてお  
るわけではないのであります。今までの  
選挙法にも種々当該選挙といふ言葉  
を使つておられますので、そういうもの  
を考へながら、なるべく明確にする  
といふ意味で使つておるわけございま  
す。

○島上委員 私は、大臣の後援会に對  
する考へ方が、私も少し違つてい  
ると思ふのです。後援会といふもの  
は、候補者といふか、立候補予定者  
といふか、現職議員ならば現職の政治家  
が後援されるものであつて、こちらか  
ら後援するものじゃないのです。そ  
うでしよう。どうですか。

○安井国務大臣 その判断の趣旨は、  
おっしゃる通りでございます。である  
からといつて、平素お世話になつてお  
るよりの人に対して、たとへば自分が  
特別に記念すべきことがあつたよりの  
ときに、記念品を自分の感謝の気持ち  
として、あるいは社交といふ意味で届け  
るといふことまで、すべてこれを理屈  
通り禁止してしまふといふことは、私  
は社会通念上どうかと思ふのでありま  
す。おのずから私はここに程度があ  
らう、こゝろ思つておられます。

○島上委員 おのずから程度があるか  
もしれませんが、そういう考へでは程  
度も何もなくなつてしまふのですよ。  
何れも、平素お世話になつておるもの  
は後援会ばかりではないと思ふ。後  
援会という団体の活動を今対象にして  
議論してゐるわけですから、私は後援  
会に候補者が寄付するといふこと  
は、お金がたくさんあつて、十万や五  
十万寄付しても痛くもかゆくもない人  
もあるかも知れませんが、そういうこ  
とと關係なしに、後援される側の者が  
後援会に莫大な金を寄付するといふこ  
とは、これは後援会のあるべき姿とし  
ては逆だと思ふのです。ですから、後援  
会に候補者が寄付することを禁止する  
といふ考へは、そこから出てくる。後  
援会自体もまた、選挙運動が許される  
時期になつて、後援会として合法的に  
やれる範囲で選挙運動をすることは、  
これは当然ですけれども、ここで禁止  
しようとしているのは、その選挙区  
選挙民に對して金品や供応を禁止しよ  
うとしておる。ところが、政府案で  
は、言葉は正確に今読んでおきませ  
んが、通常の食事の範囲はよろしいと  
ござわしてあるのです。これも問題で  
す。一体、この後援会が通常の食事の  
範囲は提供してよろしいといふこと  
は、後援会のメンバーだけに限るとい  
う考へなのか、メンバーでない一般の  
選挙民に對しても提供するといふ意味  
か、まずそれからお伺ひしておきま  
す。

○安井国務大臣 これは、後援会とい  
ふ行事が一般に行なわれております際  
に、たとへば告示の前でありますよ  
うとも、この後援会行事といふものは年  
中引き続き行なわれておる、そういう  
場合に、食事などになつて弁当も出せ  
ぬといふことも非常識ではないかとい  
ふ趣旨でこれはほんメンバーに限つ  
て、そういう通常の食事といふ程度な  
らいい、ただ、これが告示になつてか  
らでありますと、それは各方面からの  
規制もはつきり現行法でもありますか  
ら、それは後援会といへどもはつきり  
やめた方がよからう、こゝろいふふう  
に解釈しております。

○島上委員 しかし、私の理解によ  
りますれば、政府案によりますと、後援  
会の集會を、告示になつた後に禁止し  
てゐるわけではありませんから――そ  
うでしよう。禁止はしてない。その  
禁止してない後援会の集會に、ここ  
にある通常用いられる食事を提供す  
るといふことが法律の違反になります  
か。

○安井国務大臣 これはいろいろ解釈  
がありますが、この法律以外に、選挙  
運動の期間中になりますと、事務所  
の弁当以外のものを提供してはならぬ  
といふ規定が別途にありますから、そ  
ういふものに抵触するおそれもあるの  
で、告示期間中、いわゆる選挙運動期  
間中は、そういう食事の提供は差し控  
えるべきものだといふふうには私も  
解釈しております。

○島上委員 差し控えるべきものだ、  
それは道義的な解釈の話です。法律的  
にいって禁止してあるかどうかとい  
うことは私は聞いてゐるのです。  
○安井国務大臣 選挙運動期間中は禁  
止しておるといふ解釈をはつきり  
とつておられます。  
○島上委員 選挙運動期間中は後援会  
の集會を禁止しておりますか。  
○安井国務大臣 集會は禁止してお  
りません。  
○島上委員 その後援会の集會が、選  
挙法に規定する選挙運動に關与しない  
限りは、私は、そこで食事を提供する  
ことを、この法律の解釈からすれば、  
禁止してない、こゝろ解釈しますが、  
どうでしようか。  
○安井国務大臣 ちょっと、恐縮です  
が、もう一度……

○島上委員 私は法律上のことを聞いて  
いるのですよ。道義的なことを聞いて  
いるのじゃないのです。後援会の集  
会、選挙の告示になった以後も禁止  
しておられません。その後援会の集會に  
おいて、法律上禁止してある選挙運動  
にわたらない限りは、食事を提供して  
も、この政府案からしますれば、法律  
に抵触しないのだ、私はこう解釈しま  
すが、どうでしょうか。

○安井國務大臣 その面だけから申し  
ますと、そういうふうには選挙運動と関  
係のない後援会活動を選挙運動期間中  
にやっても、それは本来抵触してはい  
ないというふうに解釈できないことも  
ないと思いますが、しかし、それは別  
の方面から、運動期間中につきまして  
は、いわゆる百三十九条の飲食物提供  
の禁止規定といったようなもの、ある  
いは二百二十一条の買収規定というよ  
うなものに、今度は別個の方面から  
抵触する危険がありますから、運  
動期間中については食事の提供はやら  
ない方がよろしい、こういうふうに関  
釈しておるわけでありまして。

○島上委員 危険があるとか、おそれ  
があるとかいうことでなくて、この際  
はつきりしておいてもらいたい。私は  
はつきり聞いていますよ。選挙告示に  
なりました後、つまり選挙運動期間中  
においても後援会の集會は禁止してお  
りません。そしてその後援会の集會に  
おいて選挙運動にわたりますれば、食  
事の提供その他抵触します。選挙運動  
にわたらなければ、食事を提供して  
も———他の法規に抵触するおそれ  
があるといいますが、抵触しません。  
選挙運動にわたらなければそれでし  
ょう。それを明確にして下さい。

○安井國務大臣 今おっしゃる通りで  
ございます。選挙運動にわたらなけれ  
ば、通常の食事ならそれはかまわぬと  
いうことになりませんが、しかし、一方  
で百三十九条の飲食物提供の禁止規定  
というのがありますから、こういうも  
のとの関連において、選挙運動期間中  
については食事は提供しない……

○島上委員 しかしとつから、よけ  
いあいになるのですよ。選挙運動  
にわたらなければかまわぬでしょう。  
今の法律によれば、それでよろし  
かしというのには余分です。

○松村(清)政府委員 大臣のお話を補  
足いたしますが、お話の通り、選挙運  
動に属しない場合には差しつかえない  
わけでございます。ただ、大臣のおつ  
しゃつておられるのは、実際の場合に、百  
三十九条のこととか、あるいは二百二  
十一条の買収その他の規定に抵触する  
場合も出てくる、こういうふうに関  
釈しておられますので、法律的には島上委  
員のおっしゃる通りでけっこうござ  
います。

○島上委員 ですから、これは非常に  
抜け穴であり、おそれるべきだと思  
うのです。  
それではもう一つ伺いますが、選挙  
運動期間中後援会の集會を開く。後  
援会の集會自体は選挙運動をしない。  
何かほかのことをやっておる。何か演  
芸会、歌謡曲をやったり、芝居をやつ  
たり、踊りをやつたりしている。それ  
だけのことは選挙運動じゃないです  
ね。踊りや芝居をやつたり、歌をやつ  
たりして、後援会のメンバー以外の人  
に公開をして、大いに招待券でも発行  
して呼ぶ、これだけの集會なら、選挙  
運動というふうには私はならぬと思いま  
すが、どうでしょうか。

○松村(清)政府委員 これは具体的の  
場合に、その態様なり、当事者の意思  
その他を総合的に判断してきめなけれ  
ばならないと思いますが、選挙運動期  
間中に今おっしゃるような踊りや歌を  
皆に見せるということになりますと、  
利益供与といえますか、何かやは  
り選挙違反に多分に触れることになる  
ことも考えられます。

○島上委員 それはちよつとおかしい  
と思う。選挙運動期間中に集會を開く  
ことを合法的に許されているのです  
よ。その集會が何をやろうと、これが  
一体選挙違反になりますか。それが選  
挙運動になれば、これはたとえば利益  
供与とか、いろいろ抵触しますよ。選  
挙運動と関係なしに、高橋英吉後援会  
主催で映画会をやる。選挙のことを一  
言も触れない。選挙に関する文書も  
ちろん配らぬし、うんともすんとも言  
わない。そういう集會が一体禁止され  
ておられますか。

○松村(清)政府委員 これが純粹に  
おっしゃる通りでございますれば、そ  
れはもちろん差しつかえないと思いま  
すが、選挙運動期間中にそういうよう  
なことが行なわれます場合には、総合  
的に判断して、選挙法に触れる場合も  
ある。純粹にそのことだけなら、それ  
は別に問題ございませんが、往々にし  
て実際問題としましては選挙法に触れ  
ることがあることが多いのでございま  
す。

○島上委員 それはならぬと申しま  
す。ある筋から目を光らせてならぬ  
ことはある。それは当然のことです  
よ。しかし、選挙に何ら関係のない集  
会ならば、法律上は禁止してないで  
しょう。告示の期間中に後援会の集會  
を開くことができるのですから。告示

の期間中に後援会が集會を開くこと自  
体が選挙運動だからいかぬ、こうなつ  
ておればわかるのですけれども、集會  
を開くことができるのですから、後援  
会がその集會で何をやってはいかぬ、  
かをやつてはいかぬといふことは何  
もないでしよう。選挙運動をすれば選  
挙法に抵触する。あるいは抵触しない  
部分もあるでしょうが、抵触するで  
しょう。選挙運動をやらぬ限りは、そ  
の他の行事については何も規制はない  
でしよう。規制がありませんか。

○松村(清)政府委員 ですから、先ほ  
ど申し上げましたように、法律概念とし  
ては、そういうことは別に差しつかえ  
ないわけでございます。ただ、實際問  
題としましては、そういうことがしば  
しば選挙法の規定に抵触するように考  
えられる場合がある、こういうことを  
申し上げたのでございます。

○島上委員 だから、私がさつき言  
うように、選挙期間中にそういうことを  
やつたら、選挙運動にわたりはしない  
かといつてならぬ。また、ならぬ  
方も当然ですよ。警戒する方も当然で  
すよ。しかし、ならぬけれども、選挙に  
関係のない、ありきたりのというか、  
何か行事をやつておれば、それは法律  
上は禁止されてない。そしてその行  
事に際して後援会自体が持っている会  
費の中から食事を出したつて、これ  
はひつつかからぬでしよう。それで  
しょう。

○松村(清)政府委員 何度も申しま  
すが、そのこと自体は差しつかえないわ  
けであります。  
○島上委員 そういうことになるか  
ら、まずまずこれは問題ですよ。今度  
修正案を出しましたね。この修正案の  
中には、後援会が選挙民に対してする

寄付を禁止してある、後援会に対して  
候補者がする寄付も禁止してある。そ  
れを衆議院の場合、解散の翌日から禁  
止してある。解散の当日、ああ解散に  
なった、これは大へんだといつて、後  
援される人が百万円寄付しても、これ  
はかまわぬのですよ。それでし  
ょう。どうですか。

○高橋(英)委員 私もさように解釈し  
ます。先ほどからお聞きしております  
と、犯罪の意思がないのに、どうして  
犯罪になるとかならぬとか問答がある  
ようですけれども、今の買収の意思も  
なく、選挙運動でもなくして金を候補  
者が選挙中にやつたところで、ごち  
うしたところで、それがほんとうに選  
挙運動に関係なしの金銭の授受だつた  
ら、選挙違反にならぬ。ただ、そうい  
う場合には、それぞれの意思がそんた  
くされる。そんな人間にただ金をや  
るわけはないんだから。だから自然そ  
れは選挙違反になる。そういうふうな  
ことで買収とか供託とか、そういうふ  
うに認められて選挙違反になるけれ  
ども、実際さうでなかつたら、それは問  
題にならぬ。たとえば後援会が、解散  
になるというのを知らずに、二カ月  
ほど前から東京の成駒屋、団十郎でも  
呼ぶことになって、何月何日後援会主  
催で興行するということになっておつ  
たが、突然解散になった。解散になつ  
ても、それは団十郎さん予定があるか  
ら、その日以外にはだめだということ  
になると、後援会は何ら選挙運動に関  
係なくしてその予定通りにやるとい  
うことになったら、これは罪にならぬで  
しょう。要するに、犯罪の意思がなけ  
れば、私は罪にならぬと思ひます。た  
だ、当局が言うように、意思が推定さ  
れるおそれがあるのです。日本の今の

の期間中に後援会が集會を開くこと自  
体が選挙運動だからいかぬ、こうなつ  
ておればわかるのですけれども、集會  
を開くことができるのですから、後援  
会がその集會で何をやってはいかぬ、  
かをやつてはいかぬといふことは何  
もないでしよう。選挙運動をすれば選  
挙法に抵触する。あるいは抵触しない  
部分もあるでしょうが、抵触するで  
しょう。選挙運動をやらぬ限りは、そ  
の他の行事については何も規制はない  
でしよう。規制がありませんか。

○松村(清)政府委員 ですから、先ほ  
ど申し上げましたように、法律概念とし  
ては、そういうことは別に差しつかえ  
ないわけでございます。ただ、實際問  
題としましては、そういうことがしば  
しば選挙法の規定に抵触するように考  
えられる場合がある、こういうことを  
申し上げたのでございます。

○島上委員 だから、私がさつき言  
うように、選挙期間中にそういうことを  
やつたら、選挙運動にわたりはしない  
かといつてならぬ。また、ならぬ  
方も当然ですよ。警戒する方も当然で  
すよ。しかし、ならぬけれども、選挙に  
関係のない、ありきたりのというか、  
何か行事をやつておれば、それは法律  
上は禁止されてない。そしてその行  
事に際して後援会自体が持っている会  
費の中から食事を出したつて、これ  
はひつつかからぬでしよう。それで  
しょう。

警察当局といいますが、取り締まり関係者の厳正なる取り締まり態度から見ると、必ず理屈詰めに犯意があるように言われてしましますから、どうしてもそれは危険だから、やらぬ方がよいということになつてくるというだけの話です。

○島上委員 あまり焦点をはぐらかさないで下さい。今大事なところを質問しているんです。

法務大臣に——先ほどお伺いしましたが、大臣がいなくて御答弁がなかったのですが、親族連座規定に關連して親族を逮捕する際に、これを請訓事項にするとかしないとか、こういう御議論が自民党の中に強くあるようですが、法務省としてはどのようにお考えでしょうか。

○植木国務大臣 現行法におきましても、国会議員等の選挙の際におきまして、候補者自身の法規違反がいわゆる失格の事由になることは、御承知の通りであります。あるいはまた、総括主宰者でありますとか、あるいは出納責任者の買収その他一定の違反事件、これが連座の事由になること、これまた御承知の通りであります。これらの問題は、いずれも候補者の当落にも關係する重大な問題でございますから、われわれ法務当局といたしましては、慎重に事を処理する必要がある、かように考えまして、現在におきましても、そうした事犯が起こりました場合には、われわれといたしましては、事件の内容等を檢察当局から報告を受けまして、そうして慎重に適正な取り扱いをするように心がけておるのでございまして。従いまして、今回の法規改正によりまして、新たに親族の選挙違反、あるいはまた、地域主宰者の選挙違反

が今度は連座事由になつております。従いまして、いろいろ研究いたしました結果、現在、先ほど申しましたような候補者自身、総括主宰者、出納責任者等について慎重な取り扱いをしておられますに準じて、同様に慎重な取り扱いをいたしたい、かように考えておる次第であります。

○畑委員 閣下にして。ただいま法務大臣から答弁がございましたが、結局、今まで候補者あるいは従来の規定によつて連座することになつておつた総括主宰者、出納責任者、そういうものの連座等については慎重を期するといふ關係で、請訓事項にしておつたのだ、ところが、今度地域主宰者と親族連座といふものが加わるということになるものだから、従つて、今まで同じように、新たに加えられるものも請訓事項に加えて、こういうことだと私は思うのであります。しかも、それが今法案となつておる親族連座では、一応親族連座とはなつておるけれども、ほかのものと比べてえらく幾つものしほりがかかつておる。ほとんどひつかかるような場合はございませぬ。ほかの地域責任者あるいは総括責任者、出納責任者、この場合は、そういったしほりがございません。そうなりますと、ほとんどひつかかることがない。しかも当然失格ではないのだから、親族規定が加わつたけれども、逆に、今までは奥さんたち、あるいは親兄弟、そういう者が買収等の容疑でつかまるといふような場合に、請訓事項ではなかつたのが、請訓事項ではなかつたが、ほかの総括責任者といふ点で、えらくしほりがかかつて、ひつかかるような可能性がないといふこと、かえつて非常に不

公平だと思ふ。そういう点で、仄聞するところによると、何か自民党の方からそういったことで法務省の方へ、圧力と言つてはおかしいけれどもしらぬけれども、そういうことで、細君や兄弟、そういうものは加わるのだから、それもぜひとも請訓事項にしろといふようなことで、法務省の当局との折衝があつたやに承つておる。そういうことは非常に不明朗であります。先ほど私も申し上げましたような關係からいいますと、これは公平を失するといふように考えますが、その辺はいかがですか。

○植木国務大臣 ただいま御質問の中で、請訓事項云々のお言葉がございましたが、私先ほどお答へ申しましたのは、法務大臣といたしましては、檢察庁当局からその事件の内容等の報告を受け、そうして慎重に適切な取り扱いをするように心がけております。こゝろ申し上げたのでございまして、別に請訓云々云々ございませぬ。私の方としては、報告を受けて、そうしてそれによつて慎重に適正な取り扱いをする、こういうことではあります。

それから第二の御質問の、法務当局に対して圧力云々のお話がございましたが、さういふことは全然ございませぬ。私自身といたしましては、この法案ができました当時から、御承知のように、いわゆる連座事由の拡張、従来よりも機会が多くなるわけでありまして、従来連座事由になつておるところのものを取り扱い、そうして今回のものもとをどうすべきかといふことを、部内におきましてもかねて研究をいたしておりました。そうして、たまたま研究しております際に、最近になりましてから、こういう場合にどうい

う措置をするつもりかという御質問が一部の方からございましたから、いずれそれは機会を得まして明らかにいたし申し上げます。重ねて強く、圧力云々のことは何ら私は感じておりませぬから、御承知願ひたいと思ひます。

○畑委員 圧力云々のことは絶対ないといふことで、一応信頼しておきたいと思ひます。

ただ一つ、現在まで選挙違反の場合に、どういふものと、どういふ場合に請訓事項になつておるか、それをお聞きしたい。

○植木国務大臣 請訓事項とおっしゃるその事柄の意味がよくわかりかねるのでございませぬけれども、いろいろに言われるのかもしれないが、私どもといたしましては、報告を徴して、そうしてそれに対して十分慎重に適切な取り扱いをするために研究をしておる、こういうことではあります。

そうしておのずからその間におきまして、報告をして参りました先と、報告を受けたところとの間で話し合ひといふ事か、話があることは、これは当然のことだと思ひます。請訓事項云々とかなんとかいふことには、ちよつと私にお答へいたしかねるのであります。

○畑委員 お答へいたしかねるといふことですが、そういうことはないといふのではない。結局、どういふ場合とどういふ場合は、逮捕しなければならぬといふようなことを稟請をし、上申をし、それは現地の検事正で普通はやりませぬ。それを、事重大だといふことでよくやります。それは私もわかつております。しかしながら、一応内規的に、選挙違反の場合に、これとこれとどういふものがひつかかる容疑

ができた、逮捕しなければならぬといふような場合には、上司の方に、法務省の方にですか、最高検ですか、そちらの方へ伺いを立て、どういふふうになつて——伺いを立ててはおかしければ、報告をせよといふことになつておる。その事項です。それがいわゆる請訓事項だと思ふのだけれども、そういうものはどうなんですか。

○植木国務大臣 重ねてお答へいたしますが、われわれといたしましては、第一線におきます検事正から高等檢察庁、高等檢察庁から最高検、あるいは直接に法務大臣のもとに参る場合がございませぬが、いずれにいたしまして、報告を受けて、そうしてそれによつて慎重な取り扱いになるように察しておることなんでありませぬ。

○畑委員 そうすると、別に内規的に、どういふ場合には報告しろといふことがないとおっしゃるのか。私は常識的に、いろいろあるようだとお聞きして聞いているのですが、それが非常に答えをばかしておられるように聞こえておるのであります。その辺を、最後に一点だけよろしくございませぬから、お伺ひいたします。

○植木国務大臣 部内におきましては、刑事事件報告規程という、訓令によるものがございませぬ。その中に、それぞれ、どういふ場合にはどういふ報告、どういふ場合には——選挙のみではございませぬ。刑事事件全体にわたつての報告を規定してあるものがございます。しかし、これは部内限りのものでございまして、この際ここで申し上げることは遠慮させていただきますと思ひます。

○島上委員 この際一言委員長に申し上げておきますが、私は今いよいよ重

大な核心に触れる質問に入ってきたわけですから、その質問は留保して、再開の際に必ず質問をするという事を委員長に通告しておいて、休憩に入りたいと思います。

○加藤委員長 午後三時より再開することとし、この際暫時休憩いたします。

午後一時二十八分休憩

午後三時三十九分開議

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。  
理事会の申し合わせにより、質疑は一人三十分以内とし、与野党交互に許すことにいたします。

島上善五郎君。

○島上委員 私の質問は午前中に引き続いて、これから核心に触れるつもりです。時間の制限ははなはだ迷惑でございます。前の続きですから、これは別です。

後援会の寄付の問題でございますが、午前中に質問しました点でまだ不明確な箇所がたくさんありますから、伺いますが、選挙運動期間すなわち告示後に後援会の集會を開くことは、法律上禁止されていない。その集會において通常の食事を提供することは、これまた法律上禁止されていない。ただ選挙運動期間中であるから、一步を誤れば選挙運動になるおそれがあるし、選挙運動にわたりますれば食事を提供することができない、こういうことが明らかになつたわけでありまして、この点は午後の質問を続ける際に、もっとはっきりしておいて質問したいと思つていますが、私が今言った通りで間違いないかどうか、高橋委員にお伺いいた

ないかどうか、高橋委員にお伺いいたします。

○高橋(英)委員 何べん答弁しても同じことになりませんが、法律上は差しかえないというふうに私も思つております。

○島上委員 その後援会の集會、行事で使う経費がどこから出ていようと差しかえないわけですか。

○高橋(英)委員 これも法律上は差しかえないわけですか。

○島上委員 法律上は差しかえないとおっしゃいますが、解散の翌日から候補者が後援団体に寄付することができませんから、たとい一万円たりとでもその後援会の集會の行事の経費が候補者から出ておるといふことは法律違反になるはずですが、いかがでしょうか。

○高橋(英)委員 それは法律上当然禁止しておるわけですから、これはできません。先ほど、だれが出してもというふうに言つたかも知れませんが、これはむしろ法律の範囲内のことですから、法律で禁止していることは別問題です。

○島上委員 そういたしますと、差しかえないのですから、解散になつた日に候補者の後援会にかりに百万円寄付する、そのお金が、今私が申しました選挙運動期間中に開かれる、あるいは催される後援会の行事に使われれば、法律上差しかえないですか。  
○高橋(英)委員 一日違いでございますけれども、法律上はやはり差しかえないという事になっております。しかし、実際の話をここにしないで、まあわかりのことと思つて、とてもしやういふことを、法律上どうだからといつて、見のがすやうな日本の取り

締まり当局ではありませんから、そういう危険なことをする候補者はおそらく一人もないと思つてます。

○島上委員 それはおかし。法律上は差しかえないことを見のがさずに取り締まることはできませんか。法律上は差しかえないのですから、解散の翌日からですから、その解散の当日なら百万円寄付したつてかまわぬのですから、これを取り締まることはできませんか。取り締まり当局に伺います。

○新井政府委員 何を前提にして議論されているのかよくわからぬのですけれども、自民党が出された修正案によればということと理解をいたして参りますと、そういうもので何らか脱法的な行為が明らかでない限り、私はできないと思つてます。

○島上委員 そうなりますから、いよいよもつてこれは大へんなことになるのです。今の答弁で明らかを通りです。法律上は解散になつた日に後援会に百万円寄付しても、これは違反ではありません。その受けた百万円で選挙運動期間中に後援会が集會を開き、飯を出し、その他の行事をやつても、選挙運動に直接あたりさえしなければ、これもまた法律上は違反でない、こういうことになる。選挙運動に關係なければ、と云いますが、たとえば古川丈吉後援会が大きな看板を方々に立てて、演説とか映画とか、いろいろなものに一般の選挙民を招待して、やつたら、それは巧妙な脱法行為はできませんか。事実上は選挙運動ですよ。少なくとも選挙運動の援護運動にはなるので、そういうことができるから、いよいよもつてこの自民党の修正案が問題だと私は言つてます。後援会は、だれ

それ後援会という名前ですから、その

看板を町じゅう立てるとか、ポスターを町じゅう張りめぐらすということは問題ですけれども、会場の入口にある程度の、会場であるということを知るための表示はできませんか。会場の入口に表示できませんか。

○高橋(英)委員 これはちよつと誤解があるのじゃないかと思つてますが、選挙運動は絶対にだめです。選挙運動じゃないものは差しかえないのです。これは現在でも差しかえないのですよ。現在差しかえないものを、これからの法律ができたなら、解散の翌日からはできなくなるのです。今までできておるものを、今度はできなくなるわけです。今までは選挙中だろつと何だろつと、選挙に關係のない寄付だつたら、後援会に百万円寄付しよう

と、千万円寄付しよう、差しかえないなかつたわけですか。ところが今度は、選挙關係の決定期間並びに今の解散の翌日からは、今までできておつたものができなくなるという一歩も百歩も前進した法律です。島上さんの言われたような、いろいろな選挙運動にまぎらわしく思われるような行為、そういうふうなもの、結局取り締まり当局の選挙運動の一つの証拠といつても、材料であるという認定の具に供せられて、たとい当事者は選挙運動でなかつたとしても、選挙運動として客観的に認定つけられるおそれがあるわけですから、そういう危険なことは従来もありませんし、今後もしません。はっきり言いますと、今までできておるものが今後ではできなくなるという法律ですから、今の根本的な問題、選挙運動でない場合には、今でもやはり選挙違反にならないというやうな理論の点については同じです。ただ危険ですから、だ

れも選挙中にそういう行為には出ないというふうなことになるんです。

○島上委員 危険ですから出ないとおっしゃいますが、法律上差しかえないければやつたつていいじゃないですか。

○高橋(英)委員 そうはいかぬですよ。

○島上委員 現行法でも同じだ。現行法はいかぬから法律を改正しようというのでしょ。政府の改正案には「当該選挙に關し」となつておる。「当該選挙に關し」ということになりまして、解散の当日はもちろんのこと、前日でもその前でもひつかりますよ。ところが、あなた方はその期間をはつきりしたから前進だと言つけれども、期間をはつきりして前進だということは、解散の翌日からは前進のようには見えませんが、これは大へんだといつて後援会に百万円寄付することができ。その受けた寄付でもつて後援会が選挙運動期間中に、告示になつてから、選挙に關係ないかのように巧みに装つて、巧みに脱法行為をして集會を開くことができるじゃないですか。こういうふうな問題があるから、大へんな改悪だと私は言つておるのです。選挙に關係ない、選挙のことは一言も言わぬといつても、後援会自体には名前がくつておる。候補者たる者の名前がくつておるのですから、その名前がくつておること自体がもうすでに、期間中に大きな集會を開けば、これは選挙運動ですよ。私に言わしむれば広い意味の選挙運動です。しかし名前がくつておる集會を開いてはいかぬということにはな

らな

らぬでしょう。高橋英吉後援会という名前がくっついて、その集会を開いてもかまわぬ、飯を出してもかまわぬ、映画を見てもかまわぬのですから、それ自身が選挙運動に大きな効果を上げるといふことになるのです。これが大へんな弊害を生むということ、私は言っている。従って、あなたの出した修正案が大へんな改悪だということ、を今言っているわけなんです。できるでしょう。できないというなら、できない法律的根拠を示してごらん下さい。

○高橋(英)委員 どうも丹羽君が言ったように、ほんとうに言い回しがま過ぎるんだが、島上さん真剣に言うからほんとうらしく聞こえていかぬのですけれども、要するに今言われたようなことは、選挙運動でなければ何でもやれるのです、今野放しなんです。それを解散の翌日からやれないようにしようというのが今度の法律で、非常に前進した法律なんです。ところが問題は、解散があるということが事前にわかるような場合に、十日も二十日も三十日も前からわかっていた場合にはこの規定が適用されるが、そこに弊害が起ころしはないかということになるのですが、そうかといつて解散はいつあるかわからないのですから、解散がいつあるかわからないのに対していろいろな行為がある場合において、当該選挙に關してということになるかならぬかというところはなかなか判定がむずかしい。これは先ほどから島上君が言っておられるような解釈を取り締まり当局がやってくれて、たとい客観的に見ても選挙運動のきらいがあるというふうに思われることも、実際におい

ては意思がそでないからこれは白であつて、選挙違反にならないというふうに解釈してくれればいいのです。そういうふうにしてもらいたいと思はる。島上さんが言うように、取り締まり当局がそういうふうな思つてくれればいいのだけれども、なかなかそうは思わないわけですよ。だから今の解散の場合でも、その解散によって執行されるところの総選挙に關してやつたかどうかというところはなかなかわかりにくい。従つてはつきりわかるために期間を切つた。三カ月前と解散の翌日からというふうなことで、こういう点は取り締まり当局の権力の乱用を防ぐとともに、われわれ安心してそこに法の限界というものを知つて選挙運動に従事できるというふうなことで、今の島上さんの言つておられることは、今でもなお問題のやつで、これはそういうふうな合法的な仮面を借りてやる選挙運動を嚴重に取り締まらぬといかぬじゃないか、脱法行為を取り締まらぬといかぬじゃないかという議論なんです。これは私も大いに賛成するわけ、これは今度の法律ができて同じこと、根本的な問題であると思つて。

○島上委員 現在野放しして、法律改正をして取り締まらなければならぬといふので、現在よりも高々と自慢されては困るのです。私の言つておられるのは、第一に、政府案は答申よりも著しく後退して、政府案には当該選挙に關してなつてないです。それを、当該選挙に關してとつて、それを今度は、あなたの方は、当該選挙に關してはすなわち解散の翌日から、こういうふうにしたのですから、答申から政府案が後退して、その

政府案からまたさらに自民党の修正案が後退しているということ、私は言つておられるのです。現在野放しだから、それよりちょっと前進だから、これを自慢されて、これはだめなんです。私は現在と比較して言つておられるのじゃない。現在にははなはだしく弊害があるから、選挙制度審議会は、これを当該選挙に關してなつてつけないで、当該選挙に關してはきまつておられるから、後援会は選挙民にそういう供応をしたり寄付をしたりしてはならぬ、後援会に候補者が寄付するといふことはいかぬ、これは私は当然だと思ふ。先ほど午前にお聞きしましたように、後援会は候補者定額者が後援される会であつて、候補者定額者が莫大な金を出してやる会ではないのです、それは逆ですよ。まあ、何度聞いても同じ答弁のようですから、私は問答はしませんが、後援会に対する考え方が私どもとだいぶ違つてしまつてしまつた。政府案より著しい後退をしたことは明白です。解散の当日までよろしいのですから、解散の当日百万円寄付して行事をやつてもよろしいといふことになる。こんなさる法はないですよ。實質的には何にも寄付を制限しないと同一ことですよ。以心伝心という言葉がありますが、この以心伝心的な選挙運動という形のもの、直接その集会でやらなくつて、以心伝心でござらう中ですから、これは選挙運動ですよ。そういうことをやれないようにしなければほんとうの後援会の寄付を制限、禁止する効果は上がらぬことは、これはその通りなんです。これでは全然問題になりません。従つて、私たちがこの修正案、改悪案はもう絶対に

削除すべきものであるということ、主張し、かつ要求します。もう一つの問題点、これがまた大へんな問題です。いわゆる事前の百回の演説会を今度はやめると、これはやめつぱらなつたわけですから、これはも、そうすると事前の運動については現行法と全く同様ですね。

○高橋(英)委員 事前運動の關係はもう現行法通りです。よけいなことをまたしゃべることになりませんが、後援会の性質、私はちよつと違ふのです。後援される者と後援者の会員とは対立しているわけじゃない、これは同心一体です。だから、後援会員で金のある者は金を出し、頭の者は知恵を出し、力のある者は力を——蔭介石の昔のあれではないけれども、こういうふうなもので、労力の提供、金銭の提供、頭の提供といふことは、それらは後援される者と後援者とが一体になつてやるのですから、候補者に金があつたときには後援会に寄付して、一緒に後援会の発展を希望するといふのは当然だと思つて、あまり固苦しく考えなくてもいいのじゃないかと思つて、それから従来の後援活動をして、いろいろ選挙運動にあらざるも色めがねで見られて、警察の方に相談すると、それはあぶないからやらない方がよからうといふことで、従来やらずにおるといふようなことで、この法律ができて危険なことは絶対にやしませんから、そういうような次第で、その点について私はちよつと考へ方が違つておられます。

事前運動に關しては要するに現行法通りで、社会党さんの御主張と同じじゃないかと思つて。

○島上委員 選挙制度審議会の答申は御承知の通りです。選挙制度審議会は、言論もしくは文書による弊害のない面は緩和してよろしいではないか、こういう考へ、私もさうだと思つておられます。何も選挙法が取り締まりばかりに夢中になる必要はない。いわば選挙運動のルールをきめるので、ルールといふのは何も取り締まりばかりきめなくてもいいわけですよ。言論による事前運動は私は弊害がないと思つて、実際には紙一重のことが行なわれておられるのです。これは事実があるのですから、事実について伺ひます。私はせん

だつて自治大臣が秋田県人会の総会に行つて言つたことを引き合ひに出したことが、これは残念ながらテープにとつてなかつたのです。私も秋田県人会のメンバーですが、私はたまたま行かなかつた。行つておればもつとよかつたのですが、とにかくその県人会の総会へ行つて、秋田県の参議院の候補者として長谷山行毅という名前まで出したことは事実です。一票頼みますと言つたが、御報告申し上げますと、言つたか、これだけの違いです。党として御報告申し上げますと、私

く追及しないのです。どかが弊害があら  
りますか。弊害があるならあるという  
ことを指摘して下さい。

○高橋(英)委員 テープレコーダーに  
とっておかなければいかなかったとい  
うほど非常に微妙な発言なんです。ね  
そうしなければいかぬほど、事前運動  
が禁止されているがために大つびらな  
選挙運動ができないわけです。だか  
ら、すれすれの線まではやむを得ない  
場合があつてやりましようけれども、  
はつきりした選挙運動はやり得なく  
なっている。そこに事前運動禁止の鉄  
のよりの罰則があるので、非常に選挙  
界を明朗化しておると思う。

○島上委員 現在の事前運動の禁止の  
法律があるから、お願いしますと言  
うかわりに、御報告申し上げますとか、  
もつと上手に言う方法もあるのです  
よ。じゃ聞きましょう。こういうこと  
を言っている人がある。現に私は聞い  
た。私は党の公認候補者としてきま  
りました。本来ならばこの席で皆さんに  
お願いしたいところでありまして、法  
律の関係でそのことは告示後にいたし  
ます、こう言つたらどうですか。違反  
になりますか。

○高橋(英)委員 これは諸般の状況か  
ら取り締まり当局の良識、われわれの  
良識で考へて、違反になる場合もあ  
り、ならない場合もあると思ひます。

○島上委員 刑事局長に伺ひますが、  
私は何回も聞いています。私は七月  
一日に予想される参議院選挙の候補  
者として党から公認を受けました。ほ  
んとうならばこの席で皆さんにお願  
いしたいところでありまして、選挙法  
の関係でそのことは告示後にいたしま  
す、どうぞ御了承願ひます、こう言つ

たら違反になりますか、なりません  
か。

○新井政府委員 いろいろそういうこ  
とを私も聞いておりますし、大へん  
巧妙にそういうことを言つておられる  
と聞いておりますけれども、諸般の事  
情を勘案いたしませんと違反になると  
も何とも言えない。たとえばその会合  
自体が非常に閉鎖的なものであつて、  
一般に呼びかけるようなものでないも  
のと、そのためにわざわざ催されたも  
のであるというような場合で、おのお  
の違つてこようと思ひます。

会党は賛成しておりません。だから、  
紙一重で、現行法でさへやつてい  
る。それを許したら弊害があるから許せ  
ないというなら、その弊害をお教え願  
ひたい。その弊害がはつきり指摘され  
ば、あるいは共鳴しないとも限りませ  
んよ。どういふ弊害があるからいかぬ  
というふうにお教え願ひたい。

○高橋(英)委員 今の程度のことを見  
のがしてらつていふというふうな実  
情、この程度ならよいわけなんです。  
脱法行為になるかならぬかという境目  
をひそかにやるので、あまり弊  
害が生じない。ところが、これが野放  
しになつて、何もかも選挙運動やり放  
題といふことになつたら大へんなこと  
になる。新人の進出抑止なんといふこ  
とはもつてのほかで、新人こそ時局講  
演会とかいろいろなかで引つづつて  
きて幾らでもやれるので、これは誤解も  
はなはだしいと思ひます。何も新人だか  
ら演説会を聞いてはいかぬといふこと  
はなつておりません。新人もやはりあ  
る程度演説会をやつて、今言つたよう  
な微妙な、触れるか触れぬかという程  
度の演説をやつておけば、事前運動的  
な効果があるでしょう。しかし、野放  
しにやれないで費用もかからないし、  
大げさな騒ぎにならないといふふうな  
ことですから、これが私は一番よいと  
思ひます。

○島上委員 政府の案が、ちよつと告  
示の後に行なわれる個人演説会と同様  
の形のものをお目にかかると規定し  
てあるところに問題がある。その告示  
のためのポスターが制限なしに張れる  
といふので、その会場においてチヂ  
シ、これが種類も枚数も制限なしに配  
れるといふところに問題があると思  
ひます。それはある程度共通しておりま

す。金のかかることも事実でしょう。  
やりようによつてはかけないでもやれ  
ます。しかし、そういう方法をやめた  
から現行法通り一切を禁止しなければ  
ならぬといふことでは納得がござい  
ない。答申の精神もこれで全く殺され  
しまつておるから、答申の精神を生  
かして、今言つた弊害を改める方法が  
あるではないですか。今言つたよう  
に、政党の集會は新人もやるし、旧人  
も一律にやれる。わざわざ金をかけて  
やらぬでも、政党の集會もこのごろ至  
るところでやつておるでしょう。そう  
いふ集會をやつておれば何も別に金は  
かからぬ。特に個人の金といふものは  
余分にはかからないのです。政党の集  
會とは限りません。せんだつて、自治  
省の局長が答弁したように、それ以外  
の小規模の集會もありましよう。自分  
が金をかけてやる集會のことを言つて  
おるのじゃないですか。そういう集會  
に、言論によつて、お願いしますとい  
ふことを言つても、お願いしますと言  
つたからといって弊害があるわけです  
か。あなたの今の答弁は、私の質問の  
答へになつていないですよ。言論によ  
る弊害のない運動はなるべく緩和しよ  
うといふ精神が、ここでは全然取り入  
れられていないじゃないですか。少し  
は取り入れておられますか。おつたら、  
おるよりに御説明願ひたい。

○高橋(英)委員 社会党さんの御主張  
の、政党の演説会を許したらどうかと  
いうふうなことは、これは非常にいい  
御意見だと思ひます。私も心から賛成も  
いたしておりますし、敬意も表してお  
ります。従つて、何とか今度もそれを  
中心の修正案にしたいといふ苦  
心したのですが、技術上どうしてもむず  
かしいところがありますし、それから

また、今政党法といふふうなものがで  
きていないので、政党なるものが今の  
ところ法人格みたいなもの、法律上認  
めるところの一つの団体になつていな  
いといふふうな関係、そういういろ  
んな関係があつて、技術上むずかしい  
ので、これは後日に譲つて、臨時国会  
でまたゆつくり御相談したいと思つて  
おります。それは私も敬意を表して  
おるのですから、そういうふうなふう  
に修正することができるよう技術上  
の新発見がありますならば、それに従  
うのによぶさかでないのであります。

それから、もう一つ何とか言われた  
が、ちよつと忘れましたが……  
○島上委員 なるほど、政党は法的に  
その地位が与えられていない、いわゆ  
る政党法がないとおつちやいますけれ  
ども、政党法といふこと自体、非常に  
問題です。総理もあなた方も、すぐ  
政党法といふて、政党法はじきできる  
ようなことを言つていますけれども、  
西ドイツだつて長年の懸案になつて  
います。まだできていない。私は、こ  
れからだつてそつ急にできると思は  
れない。日本の場合、政党法を作る  
といふことは、これから作ろうとい  
う議論もありましようけれども、私の聞  
き及んでおるところでは、きのう出  
て参りました吉村正早大教授を初め、政  
党法は作るべきではないといふ意見の  
方が学識経験者の間に圧倒的に強い。  
私どももそういう意見に賛成です。で  
すから、政党法ができなければ、政治  
資金の規正もできないし、こういう政  
党の演説会における選挙運動もでき  
ない、こういうふうなことを考へてしま  
うのは私がおかしいと思ひます。今日政  
法がなくとも、選挙運動期間中、ある  
いは政治資金の規正において政党の規

定があるじゃないですか。できないこととはありませんよ、苦心しますれば。あなた方は、何とかしてざるの目を大きくくしよ。大きくくしよということがばかり考えておるから、こういうところに考えが及ばないのです。できますよ。

次に、……(まだあるのか)と呼ぶ者あり)あります。あります。政府案に対する質問はほんの少ししかしてないのですから、政府案と関連して伺います。この改正案の基礎になっておられます。この改正案の基礎になっておられます。この改正案の基礎になっておられます。

○加藤委員長 それは違ふ。島上君も合せてきめておられます。島上君も合せてきめておられます。島上君も合せてきめておられます。

○島上委員 私の聞いておるのは、私のは午前の続きで、その次から、こういうふうな理解しておられますか……。

○島上委員 現在、政党法がない限りは、政党と政治団体と、現行法にありますが、政党内にはつきり区別ができるものじゃないかと思ふ。それはともかくとして、候補者中心から政党中心の運動に移行せしめようという考え方が正しい、それを是認されておられますが、それならば、今度の政府案の中にも選挙運動期間中における政党及び政治団体の活動に著しい規制を加えておられますが、この規制はできる限りはずして緩和すべきものではないかと私は考えますが、いかがでございますか。

○安井国務大臣 いわゆる政党以外の政治団体の活動をみだりに規制するのはどうかと思ひますが、同じような形で行動半径を認めるといふことは、私はその団体の性格上いかかと思ひます。

○島上委員 それでは少し角度を変えて伺いますが、今私どもは選挙運動、選挙運動と一口に言っておられますが、選挙運動には二つの形があるように思ふのです。それは候補者——私なら私及び候補者の側近の運動員が有権者に向かつて呼びかける、あるいはお願ひするといつてもいいのですが、投票をお願ひする運動、これが一つ、もう一

つは、選挙民——国民が自分の権利を行使するために、自分の代表としてこういう人をぜひ選びたい、こういうふうな、呼びかけがなくとも選挙民が自発的に、自分たちはこういう人を選びたいといつて動く運動と、この二つの形があると思ひますが、自治大臣はどのようにお考えですか。

○安井国務大臣 政党そのものには、そういう二つの形はないと思ひます。○島上委員 運動の形には、そういう二つの形があると思ひます。○島上委員 そこで、私が一口に言っている選挙運動というものは、二つの形のうちの最も望ましい形は、候補者がお願ひしますお願ひしますと云つて呼びかけ、お願ひする運動より、国民が自発的に、自分たちの主権を行使する機会ですから、自分たちの代表としてこういう人を出したい、こういう運動が本来好ましい姿ではないか、いかがでございますか。

○安井国務大臣 一がいに言えまいと思ひます。やはり対策を正面から打ち出して、主義主張を国民に大いに宣伝もし、理解してもらつてという方法、それから今言われるような、政治団体あるいは後援会というふうなものが、そういうある特定の個人なり政党を応援するといふ形、一がいにとつちが好ましいとも言えないと思ひますが、二つの形があることは事実だと思ひます。

○加藤委員長 もう三十分を二分切れたいんですが、特別におまけしてあと五分。

○島上委員 おまけが少な過ぎますよ。まだ聞きたいことがたくさんあるんです。私は、候補者が呼びかける運動を全然否定しているのじゃないんです。呼びかけるということは、政策を訴えて、政策に対する共鳴の投票を得んがための運動ですから、これは重要な運動の一つですよ。これは否定もなにもしてない。こういう運動があることを認めると同時に、その政策に賛成して、あるいはその人物に賛成して、大いにこの人を出そうという主権者の運動、出たい人より出したい人という言葉があつたでしょう。要するに出たい人より出したい人の運動が盛んになる、自由満達に行なわれることの方が望ましいんじゃないか、こういうふうには私は何つておられるわけなんです。

○安井国務大臣 すんなり伺いますれば、その通りでよろしいと思ひます。ただそのうらむもの、今言われますように後援会が応援をするのだと言つても、これがまた非常に特殊の方法によるか、あるいはその応援する団体が非常に特別の目的とかなんとかを持っているといふふうないろいろの場合もあろうと思ひますので、御趣旨のように、出たい人より出したい人というふうな趣旨でまともな応援をするといふことは決して悪いことじゃないし、大いに推奨すべきことではあると思ひます。

○島上委員 ぜひまともな、すんなりと聞いて下さい。その次に何か落とす穴でもあるかと思つて警戒しているようですが、第一その時間がないですよ。出たい人より出したい人で、国民が自分の主権を行使するために、国民

が自発的に行なう推薦運動というものが大いに自由満達に許されてよろしいのではないかと。これは買収供応を伴うことはもちろんいけません。そういう悪質行為が伴わない限りは、自由満達に許されてよろしいのではないかと考へておられるから伺つておられるわけなんです。それも、何も後援会とか政党とか政治団体に限定して言つていいわけじゃない。そういうものに属しない国民が一ばいいるのですから、そういうものに属しない国民が、自分の主権を行使する重要な機会ですから、そういう推薦運動があつても、悪質行為の伴わない限りはよろしいのではないかと、そういう行為は自由満達に許してよろしいのではないかと考へるから伺つておられるわけなんです。もう時間ばかり委員長から催促されるので、そういうことになりましたと、問題点がまだたくさんありますから、この問題点のところはあとに保留しておきます。

○島上委員 それでは、市町村長が任期中にやめた場合に、それによつて生ずる立候補を禁止していただきますね。この改正を、この選挙法の改正とは別のところで、自治法改正を出しておられますが、私はこれは納得いかぬのです。せつかく選挙法改正という大きな改正を出しておられるのに、この改正理由も何かなければならぬけれども、理由のいかんも一つ問題ですが、選挙法の改正を出しておられるのに、ほかの方で出しておられるのは一体どういふわけですか。

○安井国務大臣 これは行政官である知事、市長等の任期の問題に関連する、いわゆる地方自治のあり方について、

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第十七号 昭和三十一年四月二十七日

一五

ての問題であるので地方自治法でやっておりますので、従いまして、選挙に  
関連いたしましたので、たとえば選挙管  
理委員会といったようなものも自治法  
で扱ひ、こういふふうになっておりま  
す。

○島上委員 これは現在の選挙法の改  
正になるのですよ。そうじゃないので  
すか。

○安井国務大臣 今の任期に關係のあ  
る部分については、そういう問題の扱  
いは自治法でやるということであつて  
おります。

○島上委員 これは納得しません。そ  
うして留保しておきます。まだ東京都  
議會議員の定数の問題に対する改正の  
問題もありますし、その他の改正もあ  
りますから、それに関する質問は留保  
しておきます。

○加藤委員長 永山忠則君。時間の点  
を御考慮の上、なるべく簡潔に……。

○永山委員 私、目が悪いので、時間  
をできるだけ短く、要約してやりたい  
と思つております。

今の島上君の意見に関連しておる点  
は、修正案の關係で、「当該選挙に関  
し」というのははっきり期間で区別さ  
れたということで、解釈が明瞭になつ  
てきたので、当局の認定でやる範圍が  
縮小された点は、われわれは喜んでお  
るのであります。とにかく選挙は認定  
主義でございますから、当局の頭でい  
ろいろ峻厳な調査もあれば、あるいは  
公平でないと思われるような摘発の結  
果にもなつておるのを、われわれはよ  
く存じておるのです。そこで「当該選挙  
に關し」ということになっております  
が、解散の翌日、その翌日でも、当該  
選挙に關係してないのだから百万円寄  
付するといつても、これは寄付できる

わけなんです。ですから「当該選挙」と  
いうことは、きわめてあいまいです。  
そのかわり一年前でも、当該選挙に關  
して出したのだという事になれば、  
またこれを摘発する要因にもなるとい  
うような、きわめて不明朗な点を是正  
されたというふうに考へておるのであ  
ります。

さらに疑問点とされました、選挙運  
動でなければ後援会はどんな活動をし  
ても問題がないか、こういうようなこ  
とでしたが、選挙運動でなくても後援  
会活動は縛つてある。このように私は  
解釈いたしております。「何人も、後  
援団体の總會その他の集会又は後援団  
体が行なう見学、旅行その他」これに  
類する「行事において、当該選挙に関  
し」、「賛応接待をし、又は金銭若しく  
は記念品その他これに類する物品を  
供与してはならない。」というのですか  
ら、会合が選挙に關係していなくて  
も、選挙運動でなくても、行事をして  
いろいろな金を使うということになれ  
ば、全部みなこの禁止規定にかかると  
のであるというふうに解釈しておる。

○安井国務大臣 その通りでございます  
して、三カ月前のいは解散の翌日から  
のそういう活動は禁止しておる、  
こういうふうには解釈しております。

○永山委員 そこで私は、当該選挙に  
關してというのを期間的に明瞭にされ  
たことは、これは捜査当局の認定とい  
うものの範圍を狭めて、きわめて適正  
であると思へます。

その次に、選挙運動に従事する者と  
労働者というものは、実際上は今日ほ  
さらに区別できなくなつておるのであ  
りまして、教育が進んで参りまして、  
労働者といへども、政治的判断及び選  
挙運動の能力をみな持つておるのであ  
りまして、機械的労働に従事している  
といへながら、実際は選挙運動の能力  
があるのでありますから、それを区別  
するということ自体がもう時代錯誤で  
ある。古い時代はともかくも、今のよ  
うな国民思想が進んできて、各選挙が  
随所に行なわれて、婦人参政権もで  
き、教育の程度も進んでおるのですか  
ら、もう全然区別できない。また区別  
しましても、労働者と選挙従事者が、  
これが労働の仕事もやる、選挙運動の  
仕事もやるというふうには、はっきり分  
けた状態にはなつていないのでありま  
す。従つてわれわれは、選挙従事者に  
対しても届け出主義で人数を制限して  
はつきりすべしということを主張した  
のであります。実際はわれわれの主  
張よりもさらに明確にされました。選  
挙従事者の「(事務員に限る)」という  
ようにカッコして、しかも人数の制限  
と届け出制をとられたということで、  
この事務員と労働者の關係がまた捜査  
当局の認定の範圍をきわめて縮小した  
という点に対して、當を得たものであ  
ると考へておるのでございますが、提

案者のお考へをお聞きしたのであり  
ます。

○高橋(英)委員 ただいま永山委員か  
らお尋ねのありましたように、いろい  
ろ従来の法律では、労働者と事務員と  
の關係、運動員との關係等に紛消を来  
たして、問題がしじゅう起つて参つ  
ておりますので、ここで今度のように  
明確にしたというふうなことに相なり  
ました。

○永山委員 今回の選挙法の改正は、  
連座制を強化いたして、取り締まりも  
また認定の範圍をいろいろの点で縮小  
したといへながら、やはり取り締まり  
当局の認定で処罰されるのが多いの  
であります。選挙は、御存じのように國  
の最高の重要な国民的行事でございま  
すから、どうしても明瞭なフェアな選  
挙をやらなければならぬのでございま  
すが、しかし旧来どうも取り締まりの  
方法が必ずしも公平ではなかつた。同  
時にまたその取り調べにあつては、  
非常に誘導尋問その他、殺人、強盜を  
調べるような以上の行き過ぎの捜査  
が、ままわれわれの耳に入つてきてお  
ります。たとえて申しますと、逃亡す  
る愛いもないのに綱をつけて、そして  
腰かけへその綱をくくつておく、もし  
て絶えず捜査官はほとんどかわる、本  
人には食事の時間も与えずに、ここで  
弁当だけ食べさせようというふうな  
峻厳な調査、これを言へば家に歸し  
てやる、婦人を最近は一旧来は婦人  
に対しては非常な理由がなければ留置  
しなかつたのであります。その婦人  
に對しては、家庭の事情があるの  
で、そこをうまく利用して、これだけ  
のことを言ふならば歸してやろうとい  
うような誘導尋問がしつこく行なわれ  
る。そして警察官は調査を十分いたし

て、その目的を達していけば必ず表彰  
を受ける。最後にはその功労者は榮  
をすることを許したことが行なわれるよ  
うに聞いておるのであります。こうい  
うに選挙法を無視する場合があります  
、また取り締まりの行き過ぎがあるよ  
うに考へておるのでございます。こと  
に手が足らないので、ある候補者の問  
題で手を入れたならば、もう手の入れ  
やうがないから、それだけを重点的に  
やる、他の方で出ても、これはおろそ  
かにするといふようなこともあり得たの  
であります。この取り締まりの公平と  
適正なる取り締まりをするという点、  
ことに連座を広げましたので、連座関  
係者に対しては、これがかりに細  
君がある關係でつかまつた場合にお  
いては、すぐ新聞その他で悪言伝をい  
たして、もうだめだといふことになるの  
であります。なお、何か戸別訪問とい  
う一つの形式犯があれば、それを理由  
に逮捕状でもつて、そして何か次を引  
き出そうというふうには、証拠がないの  
に、次から次に証拠をとめておいて  
やろうといふような行き過ぎが旧来  
あつたのでございますが、これらの点  
に對して、当局の取り締まり方針はど  
ういふふうな考へでいられるかを聞  
きたいのであります。

○安井国務大臣 確かに人に嫌疑をか  
けまして、そして検査する、あるいは  
捜査するといつたようなことにつきま  
しては、人権上からも十分な注意を払  
わなければならぬと思つておる。従来  
の警察も十分心得ておつたとは思ひ  
てあります。こういふような機会に  
さらに反省もいたしまして、行き過ぎ  
のないように公平な取り扱ひをいたし  
たい、十分心がけてやりたいと思つて  
おる次第であります。

○安井国務大臣 確かに人に嫌疑をか  
けまして、そして検査する、あるいは  
捜査するといつたようなことにつきま  
しては、人権上からも十分な注意を払  
わなければならぬと思つておる。従来  
の警察も十分心得ておつたとは思ひ  
てあります。こういふような機会に  
さらに反省もいたしまして、行き過ぎ  
のないように公平な取り扱ひをいたし  
たい、十分心がけてやりたいと思つて  
おる次第であります。

○安井国務大臣 確かに人に嫌疑をか  
けまして、そして検査する、あるいは  
捜査するといつたようなことにつきま  
しては、人権上からも十分な注意を払  
わなければならぬと思つておる。従来  
の警察も十分心得ておつたとは思ひ  
てあります。こういふような機会に  
さらに反省もいたしまして、行き過ぎ  
のないように公平な取り扱ひをいたし  
たい、十分心がけてやりたいと思つて  
おる次第であります。

○加藤委員長 畑和君。

○畑委員 政府案と修正案と、両方に對して質問をいたします。

まず最初に自治大臣にお尋ねいたしたい。あのような経過で政府の原案がきまりまして提案をされた。われわれはその重大な後退の点につきまして、答申の線に近いようなところで修正案を出した。ところで、審議が相当大詰めにきた現段階において、自民党の方で四つの点についての修正案を出されました。政府の方では、ともかくこの間も池田総理が最良の案と考へておられるというふうなことで提案をなされた。こゝろいふことを言っておられる。もつといふ案があれば別にこだわるわけではないといふようなことも言っておられたのですが、そこで、今度の自民党の案が出たのにつきまして、担当大臣であられる自治大臣は、原案を出された立場もありますし、今度自民党から出てきた修正案についてどうお答えになりますか。それを聞きたい。

○安井国務大臣

今までも申し上げました通り、政府といたしましては答申を尊重し、でき得る限り最良と思われれる法案を御提案申し上げたわけでございます。審議の過程におかれまして、いろいろ御審議の結果、より明確にものをいたした方がいよいよないかといふ点で御修正がありますれば、これは院の御意思に十分に沿つて、きまつた通りに運用いたしたいと思つております。

○畑委員

われわれの見解によりますれば、えらい後退であると考え。自治大臣は答申の線に沿つたと今おっしゃつたが、えらい後退をしたとはお認めになりませんか。まずそれを聞きたい。

○安井国務大臣

いろいろの御議論もありましようが、私はこれが政府原案よりえらく後退したものであるといふふうには解釈いたしておりません。

○畑委員

こまかいことは申しませんが、連座制の強化の問題にいたしまして、あるいはまた高級公務員の立候補禁止の問題にいたしまして、政治資金規正の問題にいたしまして、さらにはまた自民党修正案の際にも問題になっております後援団体の總會その他の行事のときにおいて何人も金品その他の寄付をしてはならぬといふ規定の問題も、答申とはだいぶ後退いたしております。そういう点からして、私は後退ではない、尊重しているといふ自治大臣の言葉がどうも不可解でならぬ。どうしてこれが後退でないと言われるのか。もう一度答弁願いたい。

○安井国務大臣

答申の線を尊重いたしてと申しておるのでございまして、私どもは極力尊重をいたすという態度に変わりはなかつたわけでありませう。ただこれを法律上あるいは社会通念上照らし合せて、これが非常に現在の常識上行き過ぎになるといふような点につきましては、答申そのものよりはこれを變更いたしております。これを後退だといふ御批評をいたさぬから、これは御批評としてやむを得ないかと思ひますが、私どもは現在の時代においては、こゝろいふ程度が最も妥当なものであるかと考えておつたわけでございます。

○畑委員

結局、こまかくなりませうけれども、また蒸し返しにもなるうかた存じますが、たとえば連座制の問題でも、午前中からも島上先生が申しておられましたけれども、われわれはと

うてい後退でないといふような言葉は出てこないはずだと思ふ。答申では当然失格といふことをうたつておられる。これが一番大きいのです。政府案の方では当然失格を削つて、検事の公訴提起といふことになつた。そうすると、何度も繰り返して言ひようだけれども、選挙違反になり、連座といふことになるが、しかし何年かかつても選挙違反者の判決がなかなか確定しない。四年も五年もかかる。それからその後には検事が公訴を提起する。そうしてこれは高裁が二審、最高裁が三審、こゝろから七年も八年もかかるということになる。そういたしますと、とても間に合わない。連座制を強化して当然失格にしよといふ答申の趣旨は、ともかく現在の選挙が腐敗もはなはだしいから、従つて違反者を処罰するだけではだめだ、何とか荒療治をしなければならぬといふことで、そういうことを答申いたしましたのでございませう。ところがそれを憲法に違反するといふような口実で——われわれには口実としか承れない。なぜかとなれば、なるほど憲法違反となるおそれがあるといふような人もおられます。しかしながら、そうでない人もあるのであります。この前も私、池田総理に尋ねたときに申しました。憲法九条の問題などは、公然と憲法違反を政府は犯している。それなのに今度の問題になると憲法違反だ、憲法違反だといふことを第一に掲げて、そうしてこれをばかかそうとする。私はこのこと自体、政府が答申案を後退させたといふことを幾ら否定しても、否定しきれないと思ふ。そのほかにも、親族連座の場合にすいぶんしほりをつけておられます。これでは

○安井国務大臣

選挙違反をなくするといふ点について、私は、私どもは変わりはないと確信しております。ただ検事の提訴を待つて失格をするという点につきましては、これは憲法問題も一応議論の対象になります。また他の法律学者、専門家の御意見もいろいろ参酌いたしまして、これは当然をすすべきものであるといふふうに解釈をいたしたわけでありませう。また親族連座につきましては、御承知のように、親族なるがゆゑに特別の対象にして扱ふといふことには、これまたいろいろの方面から異議がございませう。そこで、選挙を肅正しようといふ大目的もある際でございますから、一応、まだ相当な異議があるにもかかわりませず、この問題を取り上げて、しかし行き過ぎにならぬようにといふ制約をそれにつけたわけでございます。

○畑委員

行き過ぎ、行き過ぎと盛んに言いますけれども、行き過ぎるくらゐにやらなければ選挙界の腐敗はとまらぬといふのが答申の線なんです。ところが政府のやつておられるところは、痛いところではなくて、横つちよの方にメ

スを入れている。それではいつになつてもなおらぬ。まづすぐに患部へ持つていつてメスを入れなければならぬ。こゝろいふのが答申案を尊重しなければならぬといふ世論である。学者たちも、ここの公聴会に来てくれた御手洗さんでも何でもそう言つていらつしやいます。そこが問題なんです。政府はやる気があるのかないのか、きわめて疑問とわれわれは思わざるを得ない。それから、同じことを繰り返してもしょうがないけれども、政治資金の問題です。これは憲法違反の問題はないはずなんです。それで、この問題に對して、政治資金規正法で、選挙に關するといふことを問はず、法律に規定するよりの一定の会社等から寄附なんかしてはいかぬ、こゝろいふふうに答申がしておるのに、それが選挙に關してということになつてしまつた。選挙に關する、一般の政治資金といふのはほとんど區別がつかぬといふのが世論のようでありませう。この点はいかがですか。何度でもまだ政友法がどうだこゝろだと言つて、それができない、うちにはとつたよつたよつたことを總理も言つておられました。やはりあなたもさういふことで言ひのがれをされるかどうか。

○安井国務大臣

この問題につきましては總理からも御答弁があつたかと思ひますが、政府あるいは自治体と關係のある団体と申しまして、その關係のあり方が複雑な面が非常に多い。そして非常な広範囲にわたつております。これを一々整理をして、ほんとうに的確なものを選び出すにはまだ技術的に困難を伴う。しかし、選挙に關しては、この際肅正をしなければならぬといふ意味もあつて、そゝろいふたものが少々広範囲にわたつて過ぎてやむを得

○畑委員

行き過ぎと盛んに言いますけれども、行き過ぎるくらゐにやらなければ選挙界の腐敗はとまらぬといふのが答申の線なんです。ところが政府のやつておられるところは、痛いところではなくて、横つちよの方にメ

ぬじやないか、この際献金を禁止しよう、しかし一般の政治活動までそれをそのまま押しつけたのではまだまだ相当不備が残る、そういう趣旨から、できるだけ早い機会に整理をいたしたい、こういふふうにご意見を伺うわけでありませぬ。

○畑委員 やはり総理と同じような考えのようでありませぬ。ほんとうに答申の線を守つたということは夢にも言えない義理だと私は思うのです。それだから世論は、政府の今度の原案はきわめて答申を無視したものであるということと不満の意を表明しておると思ふ。新聞がほとんど筆をそろえて、おそらく一つも例外なしに、全部が全部、政府案を攻撃しておることによつてもわかる。その点については、自治大臣は、世論は歓迎しておるとお思ひですか。

○安井國務大臣 いろいろな見方もあり、また答申案がそのままではなかつたという意味では、いろいろな御批評をいただいております。承知しております。しかし、それがどうかと、それがはしにも棒にもかからない法律であるというふうには私どもは考えておりませぬ。

○畑委員 はしにも棒にもかからないという意味じゃないけれども、根本的に、基本的に答申の重要な柱をへし折つておる、こういう世論が多い。新聞はほとんどそう書いておる、こういうふうには私どもは考えておる。これはまた議論していただく方がないと思ひながら、続けてまたほかの方について質問いたします。

言葉がございませぬ。試験みたいで、まことに相済みぬのですけれども、どういふ意味なのか承りたい。

○高橋(英)委員 これは現憲法制定の際に、私が国家主権説というのをひつさげて金森在民主権説博士に肉薄したところが、とうとうかぶとを脱いで、私の国家主権説が非常に妥当だといふふうなことになる、当時の貴族院の浅井清博士から、衆議院における高橋議員の主張が正しいんだという裏書きをもらつたりして、それは今法学者の間でも評判です。従つて、国民主権説、国家主権説、それぞれ理由があると思ひますが、現在の解釈は、やはり国民主権説ということになっておりますから、私はそれに従ひます。すなわち、簡単にいいますれば、主権は国民にあるといふふうな、そういう結論に一応同意しておきます。

○畑委員 そうすると、高橋さんは、国家主権説だつた。そうして、国会においても盛んにそれを主張した。そうして、大いに傾倒すべきものだとおとこと、あなたは当時勝つたのですか。

○高橋(英)委員 いや、ほめられておる。○畑委員 しかし、現在の建前は、主権在民、国民主権ということであるといふことはお認めになりますか。

○高橋(英)委員 認めます。○畑委員 そうすると、あなたが負けたことになりませぬか。○高橋(英)委員 一応負けておきます。○畑委員 そうすると、主権在民といふことになりませぬ、国民が国のあるじであるといふこととございませぬ。

○高橋(英)委員 さようです。○畑委員 そうしますと、国民自身のみずから政治をするのではまかないきれぬから、結局代表を出して、日本の政治、あるいは地方の政治をやらせようといふのが今の制度だ、こういうふうには思ひますが、いかがですか。

○高橋(英)委員 貴説の通りです。○畑委員 そういたしますと、結局選挙が非常に重大になるということにつきましては、高橋さんも御同意であると思ひます。わざわざ返事はもらわぬでもよろしい。

ところで、その選挙は、最も国民の考えを表明するように、明朗公正でなければならぬ、そういうことについてはいかがですか。

○高橋(英)委員 それも貴説の通りでございます。○畑委員 ところが、現状はいかがでございますか。理想的にいっておるとお考えですか、そうでございませぬか。

○高橋(英)委員 一部はうまくいっておると思ひますが、一部はうまくいっていないと思ひます。○畑委員 うすくは思ひます。どつちの方に多くあると思ひますか。○畑委員 うすくは思ひますが、保守党の方に多いと思ひますか、革新の方に多いと思ひますか、革新の方に多いと思ひますか。

違反が、検査されない方にあるのじゃないかと思ひます。○畑委員 どうもこれは異なることをお聞きします。これはまことにおかしいと思ひます。しかし検査される者は保守党に多い、革新系の方には少ないといふことはお認めになるでしょうか。これは事実であります。

○高橋(英)委員 統計上さうなつておりませぬ。○畑委員 ところが高橋さんは、実際はさうじゃないだろうけれども、とにかく片方は選挙が上手で違反にならない、こういうふうなお話ですが、私はさういふことはお聞きしますが、やはり買収その他の悪質違反をやるから、やる件数、割合が多いから、従つて引つぱられる人も多い。ほんとうはもつと多いんだけれども、まだそれとどまつておるんだ、私はさう考へる。いかがですか。

○高橋(英)委員 そういふふうには思ひませんが、候補者も大体保守党の方が多いいじゃないかと思ひます。候補者数と検査者数の統計は、ちよつと比率は今知つておりませぬので、正確な御答弁はできませんけれども、さういふ思つております。

○畑委員 この話はそのくらいにいたしまして、次へ進みたいと思ひます。そこで、選挙が明朗に、国民の意思をそのまま反映しなくちゃならぬ。ところが実際においては、それが反映してないといふことが現実だろつと思ひます。その間に結局選挙違反が相当あるといふことは、それを物語つておる。それだから今度審議会も設けて、第三者に土俵を作つてもらつ、さういふことで審議会が設置せられた、こう

いふふうにご意見を伺うわけでありませぬ。

いふふうにご意見を伺うわけでありませぬ。○高橋(英)委員 さういふふうにも考へられますが、ふまじなことを言つて怒られますが、私はさうは思ひませぬ。選挙啓蒙運動といふふうなもの、すなわち国民の選挙に対する関心度とか国民教育で、国民の知識水準がまだ高度に達していないといふふうな関係から、棄権者が御承知のように多いわけなんです。この棄権者は、ほとんどが保守党に投するような人たちの全体の比率からいいますと、私も保守党に對して支持する者が非常に多いんじゃないかと思ひます。それからまた汚れた票も多少ありませぬけれども、これは皆様が御想像になるほどの汚れたものじゃないか。これはさつきイギリスの例をあげられましたけれども、イギリスの場合は、あれは制限選挙であつたので、個々に買収することができたやうな時代ですが、今日御承知のやうな婦人の参政権もできて、膨大な有権者数ですから、これは買収なんかできるやうなものではない。運動員に多少費用をやつたかやらぬかという問題も起つておるやうな程度じゃないかと思ひますので、大して汚れた票は保守党にはないと思ひます。ただし、もしそれがあつたとするならば、英国の選挙制度のやうな減票制がしかるべきじゃないか、かように思つておる次第であります。

○畑委員 高橋さんは、そんなに保守党の方に買収や何かの悪質な例がないと、さうおっしゃる。ところが悪質者が非常に多いですよ。統計でもおわかりでしょう。ほとんど大部分が自民党

○畑委員 高橋さんは、そんなに保守党の方に買収や何かの悪質な例がないと、さうおっしゃる。ところが悪質者が非常に多いですよ。統計でもおわかりでしょう。ほとんど大部分が自民党

○畑委員 高橋さんは、そんなに保守党の方に買収や何かの悪質な例がないと、さうおっしゃる。ところが悪質者が非常に多いですよ。統計でもおわかりでしょう。ほとんど大部分が自民党

○畑委員 高橋さんは、そんなに保守党の方に買収や何かの悪質な例がないと、さうおっしゃる。ところが悪質者が非常に多いですよ。統計でもおわかりでしょう。ほとんど大部分が自民党



よ。政府原案にも反対だ。さらにそれをひん曲げてまた後退させようという自民党のこの提案、修正案にも絶対反対だ。基本的な認識の仕方が違うのだ。考え方が違うのです。この選挙法改正に対する基本的な考え方が違う。その点、私はもう少し明確にしなければ先へ進めない。もう一度言つて下さ

○高橋(英)委員 これは私個人の意見ですけれども、国会議員があの審議会に特別委員として、正会員として入ることができないようなあのやり方、国会議員は別のあれになって、あの人次の問だけで審議をするというやり方、これから私は根本的に間違つておるし、そして国会議員自身があまりに自信がない、そういう立場だ。これは個人の意見ですよ。私の個人の意見ですが、しかし……(提案をやっているのだから個人の意見なんか言ふな)と呼ぶ者あり)よけいなことを言う。個人の意見であるが差しつかえない。

○加藤委員長 御静粛に願います。

○高橋(英)委員 要するに私自身はさよう思つております。さうに思つておりますが、しかし通説はわが党においても、われわれ国会議員の間においても、一応謙虚な気持で、遠慮した形においてああいう制度を作つた方がい

いだらうというふうなことで、ああいう審議会になつたものです。従つて私どもはどこまでもその基本線、あの審議会の意見、精神を尊重して、そして今度の修正案をこしらえたという、その根本的なものについては、これはもう絶対に間違いないのです。ただ考え方の違いがありますけれども……。

○畑委員 ますます奇々怪々だ、矛盾している。これは審議会に国会議員が

正会員ですか、で入れない、特別委員という事になつてゐる、そのこと自体が審議会の性格を現わしているのですよ。国会議員だから特別委員なんです。とにかく普通の委員は第三者だ。そうして国会議員は、ただ国会議員に關係することだから特別委員として一部入つてもらうということになつてゐるのがこの審議会なんです。わかりましたか。ところが、それがけしからぬというふうなあなたの御意見だと思ふ。個人的な意見と言われたけれども、個人的な意見といつても聞き捨てならぬです。あなたは修正案の提案者ですから、相当責任があるだろうと思ふ。それがさういつたような認識の仕方をしてゐるのは、私は大いに問題だと思ふ。いかがですか。

○丹羽(審)委員 ちょっと。私も共同の提案者でございますから、一言今の問題で答弁させていただきます。ただいま畑さんのおっしゃつた通りです。審議会設置法によりまして、われわれは特別委員でございます、大体いわゆる学識経験者その他の人で構成されてゐることは、その通りでございます。われわれは必要に応じまして、われわれの経験に基づいて意見を言うというこの建前になつておると思ひます。

「答弁が食い違つてゐるじゃないか」と呼ぶ者あり

○高橋(英)委員 一つも食い違つておりません。一応さういふ見解もあるけれども、われわれは党議に服し、国会の通念に従つてああいう審議会も作ることに賛成し、その審議会の答申も尊重すべきところは尊重したが、尊重すべからざるところは是正しなければ

ならないというふうなことで今日のよ

うなことになつたので、尊重するとい

い、さういふ点も関連するのです

○畑委員 国会議員があまり卑屈過ぎ

○安井国務大臣 審議会の意見を政府

同時に、国会の審議権は審議権で

大いに尊重すべきものだと思つており

○畑委員 この問題は、うしろからも

○高橋(英)委員 吉村さんとは審議会

○加藤委員長 ちょっと畑君に申し上げ

○丹羽(審)委員 ただいまの選挙運動

○畑委員 それじゃこまかい問題で、

この点についてはすでに現行法にお

○丹羽(審)委員 選挙運動に

○畑委員 選挙運動に

○畑委員 選挙運動に

題、これは私どもは、単純なる労務費にいたしまして、いやしくもわれわれの必死の選挙について労務を提供してくれる者は、精神的にはわれわれを当選させてやりたい——あいつを落選させてやろうというのでピラを張られたら、たまつたもんじゃありません。そういふ点では、あくまでもやはりそういう意図を持つ。しかしながら、事務員の報酬というものは御承知のように事務に対する報酬でございます。雇用に一般の通念をいたしまして、契約の対象になるというよりな事務員に對しましては、これは報酬を払うことは当然ではないかという意見は、審議会の審議の途上におきまして、しばしば論議せられたことは如さんも御承知の通りであります。その点がどうも、私先般の委員会においても質問をした次第であります。買収、供応といひましても、言うまでもなく、悪質の買収につきましても、末端買収といふものはほとんど少ないのじゃないか、一票々々昔みたいに金を出しまして買収をするのは少ないのじゃないか、いわゆる運動買収が非常に多い。運動買収のうちには、アルバイトの学生を演説会にたまたま人がなくて立たせた、これはやはり選挙運動をした者だというのが、大部分は事務をやっている者を立たせた場合にはどうなるか、こういう例がたゞさんありますので、やはり事務員に對しましてもある程度報酬を出すことは妥当ではないか、しかもその報酬も無制限にはしない、やはり登録した者に限りまして、ある一定の限度に限って報酬をやるのは妥当ではないかというので、いわば現実の問題から考えまして、この点は政令に

おいて規制してもらいたいということ、修正になった次第でございます。○加藤委員長 ちよつと委員長から申し上げます。畑さん、もう三分経過しています。○畑委員 アルバイトなんかは、事務に従事したつて明らかに事務者ですよ。アルバイトを口実にして、せびろを着たちゃんとした運動員をのがれるような方法にしようつたつて承服できません。アルバイトなら、だれが見たつて事務者、事務員ですよ。ちゃんとしたせびろの人たちを運動員として金をやるとひつかかるから、事務員といふ抜け穴のがれよう、こういうたつた魂胆としか思われなれないのです。○丹羽(審)委員 今のお話でございますけれども、私もそういう気持は決してございませぬ。アルバイトはそういう例もあるということをやつたわけでございます。きのうからも御議論がございませぬ。せびろを着た人で雇うされたいという人もありますし、しるしばんてんの方でも相当に有力な方もあるわけでございます。きのう吉村さんが言つたような区別は実際問題としてはつけないで、ございませぬ。審議会におきましては一日一円まで出さうじやないかというのを、われわれのこの修正原案におきましては、それでは少しあれ過ぎるから事務者と同じように七百円にしよう、こういう趣旨でございますので、私どもはそのほかに決して他意がないということを御了承願ひます。

社会党に十分質問させたいので、急いでやります。そこで、ただいまいろいろ社会党の諸君の議論を聞いておりますと、審議会が出しました答申案と、この修正案との関連について、非常に御疑念があるようでございませぬ。われわれの修正案が、非常にひんまげられてえらい後退した、こういう御批評でございます。審議会の答申案というものが、正直に申して、われわれ議員である者あるいは選挙に臨む者、これに對して直感的に与えたものは何であるか。初めからわれわれを悪人扱いして、犯罪の常習犯のごとく見ておるといふことに對して、われわれは一種の侮辱といふか、そういうものを感じたわけですが、そうして前時代的な連座という言葉、これはあたかもかつてのキリシタン・パレレンの踏み絵を思い出したり、佐倉宗五郎のはりつけを思い出したり、言葉自体がどうも不愉快な感じを抱かせます。ですから、社会党の諸君は、後退だとか、骨抜きされたとかあるいは穴をこしらえたとか、いろいろおっしゃるけれども、この連座という言葉だけでも相当な効果があります。選挙民の大部分は法律を知りません。ここで審議がどうされたということもあまりよく理解ができないのですから、今度は連座だぞうだ、今度はひつかかるぞうだということでも大へんな効果があったと思ひます。ですから、安井大臣が言われるように、後退ではない、これはあなた、大へんな手柄です。歴史的な功績を残されております、この連座の言葉だけでも、しかし、そのはね返りはわれわれに来るのです。その首の座にすわるのはわれわれです。だからあなた方に賛成できないのです。だからあなた方に賛成できないのです。

そこで、審議会の根本理念、いろいろ議論がありますけれども、選挙をきりぬ選挙をやる、これはわれわれもろ手をあげて賛成なんです。ところが、どうですか、金の面において、今の選挙において保守党だけが金を使ひようか、実際問題として、社会主義政、共産党を含めて、こういう人たちの選挙を見ておりますと、非常に不可解な点があるのです。労組、たえば官公労あるいは日教組、こういうものが非常に巧妙な運動をやつております。その場合に、民間の労組というものは自分の賃金から出すでしようか、国民の税金とは言えない。官公労とか日教組といふものの給料は国民の税金です。そうして職場の乗りものとかあるいは交通機関を——困勞なんかさうですが、みんなバスを持つているだらうけれども、いろいろ乗合自動車なんかに乗つて、ただで運動して歩いておられます。そうして日教組は巧妙な戸別訪問をやつておられて、やれ家庭訪問とかなんとかいうことで、三々五々とにこやかに訪れて行つて、それとなく選挙の何をにおさせる。現に私の家庭なんかもそういうことを受けたことがある。そういう点を審議会は答申したでしようか、答申に漏れておるでしようか、その点を安井自治大臣にちよつとお伺ひしたいと思ひます。

公務員がその職を利用していろいろな選挙運動をやるというよりな点につきましては、今度の改正案におきましてはきびしく取り締まるように心がけておるつもりでございます。○福永(一)委員 それから、労組に對する捜査とか手入れとかかというの——先ほどは自民党ばかり犯罪が起きて、高橋委員が統計まで言われていじめられておつたが、労組なんかで非常に巧妙にやる。それであなた方が労組に對するし上げられたりするので、警察官がこわがって近寄らぬといふことはありませんか。○新井政府委員 別にそういうことはございませぬ。○福永(二)委員 新井刑事局長としては、社会党の諸君を前に置いて、あまり詳しいことは言えないと思ふ。あつさりありませんとおっしゃいました。が、われわれは、どうも少々手心を加えておると思ひます。遠慮なくやつていただきたいという希望を述べておきます。

いろいろ長い間の名論卓説を聞いてきました。この選挙法は大體むすかし過ぎるのです。われわれも選挙法の改正案なんか逐条的に読むと頭が痛い。それから、議論をしてみても、なかなか微妙なところがまだ残されておると私は思ひます。しかも選挙法を守るのには、候補者とか、われわれ幾らか選挙法の間に入る人間ばかりじゃない。むしろ少ないのです。これは選挙民である国民の大多数の諸君が、まずこの法律を理解しないとひつかかつてしまふのです。たとえて言うならば、先ほど永山君から質問がございまして、選挙運動者が実質弁償で実際に働いて、そして自分の職場を休んで、あ

るいは車に乗ったり、あるいはバスに乗ったり電車に乗ったりしてやる。そういう実費弁償でさえも、一たび警察に引っぱられて尋問されると、警察官が誘導尋問いたしました、あなたは運動したでしょう。はい、いたしました。それではあなたは御苦勞賃です、報酬ですねと、こうやわらかく持ちかけてくると、法律知識がないから、はい、さようでございます。そうなる、警察はそのまま口述書を書くわけですね、そして捺印を押させるわけです。さて、本人は、これは大丈夫だと思つて歸つてくると、呼び出しがきてぶち込まれる、裁判なんかになると、報酬、御苦勞賃といつておりますから有罪になる。こういう点、第一級の警察官があまりそういう誘導尋問しない、論功行賞で激励するばかりがほんとうの警察行政ではないと思つて、その点を一つ十分気をつけていたきたいと思います。

そこで、委員長、質疑打ち切りの動議を提出いたします。  
○加藤委員長 採決いたします。(発言する者、離席する者多く、聴取不能) 動議を可決いたしました。暫時休憩いたします。

午後五時四十二分休憩  
午後八時三十分閉議  
○加藤委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

ただいま島上善五郎君外二名より、成規の賛成を得て、委員長の不信任に關する動議が提出されました。

私の一身上のことでありますから、本席を理事荒松清十郎君に譲ります。  
〔委員長退席、荒松委員長代理着席〕

○荒松委員長代理 委員長の指名により、私が委員長の職務を行ないます。これより島上善五郎君外二名提出の委員長不信任動議について議事を進めます。

不信任動議提出者の出席を求めるといいたします。事務局、提出者を呼んで下さい。——ただいま事務局を通じて不信任動議提出者の出席を求めましたが、遺憾ながら提出者の御出席はございません。従いまして趣旨弁明は放棄されたものと認めます。これより討論に入るのであります。島上善五郎君外二名提出の委員長不信任に關する動議に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○荒松委員長代理 起立少数でございます。よつて、本動議は否決せられました。(拍手)  
委員長の復席を願います。  
〔荒松委員長代理退席、委員長着席〕

○加藤委員長 これより兩案並びに三修正案を一括して討論に付します。中垣國男君。

〔委員長退席、竹山委員長代理着席〕  
○中垣委員 私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました政府提出の公職選挙法等の一部を改正する法律案に対する社会党提出の修正

正案に反対し、わが党提出の修正案及び修正事項を除く政府案について、賛成の討論を行なわんとするものであります。  
御承知のように、今回の政府提出の改正法律案は、昨年選挙制度審議会より政府に対してなされた答申に基づき、政府がその答申を尊重して作成し、国会に提出したものであります。選挙の公明化に寄与するところ大なるものがあると考えるのであります。すなわち、政府の提案理由にも示されておりますように、今回の改正は各方面で論議されてきた事項のほとんどすべてにわたる改正であり、これにより、第一に従来の選挙運動に関する制限が緩和され、言論、文書による選挙運動のワケが広められるのであります。選挙運動が自由かつ公明に行なわれることが期せられるのであります。また特に、従来の個人本位の選挙から、政党本位の選挙への道が開かれていくとともに、選挙運動用ポスター、公営掲示場の新設や選挙運動用はがきの枚数増加、あるいは新聞広告の回数増加など、選挙公営の拡充強化と合理化がはかられており、さらに選挙運動費用についてもその合理化がはかられることにより、明朗な選挙の実現が期せられることになると考えるのであります。

第二に、選挙違反に対する制裁が強化されておりますが、これは現在の選挙界の実情においては、ある程度やむを得ないものと考えられるのであります。また選挙に関する寄付を規制することも、ある程度はやむを得ない改正であると考えます。しかしながら、この政府案の一部について規定が明確でない点と、実情に即しない点があると

考えられるのであります。これについては、わが党より提出の政府案に対する修正案によって、その不備と考慮される点が改められると考えるのであります。すなわち、修正案の提案理由にも述べられておりますように、いわゆる事前運動が認められると、年じゅう常に選挙運動が行なわれることになり、このための選挙運動費用が莫大となり、選挙の実情に即するとは言えないのであり、現段階においては事前運動を認めるべきでないと考えるのであります。

次に、選挙運動のために使用する事務員に対して報酬を支給することにつきましては、政府案によりますと、その事務が機械的業務であるかどうかで区別することになり、機械的業務を少しでも越えた場合にこれに報酬が支払われたからといって、直ちに買取であるとするのは、社会常識からいって行き過ぎであると考えられますし、また選挙の実態といたしましては、同一人の一連の行為としてなされるものが通常であります。このような面から、選挙運動のために使用される事務員についての規定を明確にするとともに、一定範囲内で報酬を支給することといたしましては、時宜に適合していると考えられるのであります。

次に、後援団体に関する規制については、政府案は「当該選挙に關し」ということでありますが、これでは期間的に明確を欠くものであり、本条のような性質の規制は、禁止期間を明確に規定することが当然の措置であると考えられるのであります。

〔竹山委員長代理退席、委員長着席〕

最後に、連座の対象となる地域主宰者について、選挙制度審議会の答申は「相当広範囲にわたつて選挙運動を主宰した者」としており、これに対して政府案は、数個に分けられた地域の選挙運動主宰者としております。しかし、数個ということになると、捜査当局の判断によって左右されたり、最終的には裁判例によらなければ定められないのでは、選挙の実情に沿わないと考えられるのであり、さらにこれが候補者の当選の失格にも通ずる重要事項でありますので、ぜひとも明確にすることは必要であると考えるのであります。

以上、わが党の修正案は政府案の不明確な箇所を明らかにし、実態に根をおろした適切なものと考えるのであります。

なお、執行経費の基準法については、修正案及びこれを除く原案に賛成するものであります。

以上をもちまして、討論を終わります。

○加藤委員長 次に、井堀繁男君。  
○井堀委員 私は民主社会党を代表いたしまして、ただいま議題に供せられております公職選挙法等の一部を改正する法律案、すなわち政府提出にかかるもの、次に、社会党より提出されております公職選挙法等の一部を改正する法律案に対する修正案、さらに自民党高橋英吉君外四名より提出されております公職選挙法等の一部を改正する法律案に対する修正案、右三件に對しまして、それぞれ立場を明らかにいたして参りたいと思つております。

まず第一に、政府提案にかかる原案並びに自民党の修正案に對しましては、反対の意思を明らかにいたしたいと思

います。次に、社会党修正案に対しては、多くの不満を持つものであります。多くの点があり、原案よりはるかにすくなく、わが党の所見を加えながら、社会党の修正案に賛成の意思を表明したいと思ひます。以下、その理由を述べたいと思ひのであります。

去る三月の一日に政府原案が提案されました。今日まで審議を続けて参つたのであります。政府案に対しては、あるいは自民党の修正案に對しても、まだ十分審議を尽くしたいと思ひましたが、はなはだ残念ながら質疑が打ち切られたことに對しまして、非常に不満を感じ、かつ、その措置に對しまして強く抗議をいたしたいと思ひます。

まず、この法案の性質であります。申上げざるまでもなく、選挙法は日本の議会制度の基礎を築くものであります。この法案が各党共同して真剣に討議され、よき結論を得ることが、議会政治を守る上からもきわめて重要であつたと思ひのであります。かかるところ、本日は野党であります。社会党の欠席のもとで、かかる重要法案が採決されることを、返す返すも遺憾に思ひ次第であります。政府が提案理由に強く主張しておりますように、民主政治の健全な発展を期するためには、選挙が公明かつ適正に行なわれなければならぬとしまして、そのための措置として、ここに選挙制度審議会の答申を尊重するといふ建前で本案の提案が行なわれたことを強調いたしておるのであります。しかるに、本案の内容を検討いたしますと、多くの点で、これから指摘をいたしますより重要な

なる欠陥を認めなければなりません。たとへば連座制の強化、政治資金の規正の合理化、これらにつきましても、全く骨抜きにして提案がなされております。ことに高級公務員の立候補の制限は、これを無視して、顧みられていないのであります。かくのごとき、答申案の趣旨を重要な部分において無視した政府原案に對しまして、非常な憤りすら感ずるのであります。

申上げざるまでもなく、この法案を提案されまますまでの経過についてであります。一昨々年十一月に行なわれまして衆議院の選挙におきまして買収、供応といつたような悪質な選挙腐敗の実情が国民の間から強く非難されて、その国民の非難に對しまして政府が選挙制度に対する改革を余儀なくされましたことは、記憶に新たなところでありまます。この世論にこたへまして、政府は選挙制度審議会設置法案を提案するに至りましたことも、今さら説明するまでもありません。ことにこの審議会設置法の第三条に、ことさらに答申を尊重する意味のことも規定いたしておるのは、申上げざるまでもなく、この歴史的な経過に対する政府の反省を意味するものであつたと思ひのであります。かかる実情からいたしまして、今回の政府原案は、答申を尊重して、一すなわち民主政治の最も重要なことは、たとへそれが政府の諮問機関であつたといつたとしても、国民の意思を直接に問ふことの困難な現状にありましては、こゝういふ制度を尊重するといふことが、民主政治のあり方として当然といわなければなりません。従ひましてその答申が、結果においても目的に沿わないような場合があり得たといつたとしても、それは

民主制度のもとにおける当然の帰結として、日本の国民全体がその責任を負ふといふのが当然であらうと思ひのであります。私も立法権を尊重いたしますとともに、この民主制度のきびしい原則を守るべきであつたと思ひます。この点において政府原案が、さきに述べましたように、最も重要な部分をことさらに除き、あるいはこれをざる法にいたしましたことは、こゝういふ意味においても返す返すも遺憾にたえぬところでありまます。

さらに、この法案が提案されまます経過は、さきに述べましたように、政党内閣に對する国民の非難に對する反省の實を表わす一つの方法であつたと思ひのであります。こゝういふ意味におきまして、この法案が審議会の答申に忠実であるといふことは、政党内閣に對する重要な任務であつたと思ひのであります。それが、以上申し上げまますように、重要部分でその答申にそむきましたことを遺憾に思ひ、ことさらに加へまます。今回高橋英吉君外四名から提案された四項目にわたります修正は、さらにこれを後退せしめる性質のものも多く持つておることを、われわれは質疑の中で明らかにいたしました。このことをこゝで繰り返すとはいけません。このように原案自身は世論の非難を受けるような内容であるのに、それを後退せしめるというのでありますから、論を待たずその不法をなごらざるを得ないのであります。私どもはこゝういふ意味におきまして、今回の自民党高橋英吉君外四名の提案された修正案に對しましては、その撤回を希望いたしましたのであります。野党

第一党である日本社会党が審議を拒否してもその阻止に当たらうといつた方法においては同意することはできませんけれども、その情熱、その強い主張については、全く同意をせざるを得ないのであります。そして、結果におきましては、貴重な審議の時間を空費することについては、まことに残念な状態を展開いたしましたことは、御案内の通りであります。わが党は微力ではありますけれども、国会正常化を要請されております現下におきまして、このように与野党の対立、しかも、以上申し上げましたような民主政治の基礎を確立する重要法案について、かかる状態を一日も早く、寸時もすみやかに解消することのために努力をいたして参つたのであります。残念ながら最後のどたんばに至りまして、いささかトラブルを生じたといふことは、非常に遺憾に思ひ次第であります。

以上のような次第でありまして、われわれは社会党の修正案に對しましては、質疑で明らかにいたしましたように、多くの欠陥を指摘いたしました。足らざるものや行き過ぎたものなどについて、意見を開陳して参りました。こゝではそのことを省略いたしました。冒頭にも申し述べましたように、政府原案、高橋英吉君外四名の提案された修正案よりは、答申案に近い内容のものであるといふ一点から、社会党の修正案に賛成をいたすものであります。以上の理由を、ごく簡単に述べましたけれども申し述べました、わが党の態度を明らかにいたし、政府原案、自民党修正案に反対をし、社会党の修正案に同意をいたし、わが

党の意見の概要を申し述べまして、討論を終わりたいと思ひます。(拍手)  
○加藤委員長 これにて討論は終局いたしました。  
これより採決いたします。  
まず、公職選挙法等の一部を改正する法律案について採決いたします。  
初めに島上善五郎君外二名提出の修正案について採決いたします。  
これに賛成の方の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○加藤委員長 起立少数。よつて、本修正案は否決いたしました。  
次に、高橋英吉君外四名提出の修正案について採決いたします。  
これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○加藤委員長 起立多数。よつて、修正案は可決いたしました。(拍手)  
次に、ただいま可決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。  
これに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○加藤委員長 起立多数。よつて、修正部分を除く原案は可決いたしました。(拍手)  
これにて本案は、高橋英吉君外四名提出の修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

次に、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。  
まず、高橋英吉君外四名提出の修正案について採決いたします。  
これに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立多数。よって、修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立多数。よって、修正部分を除く原案は可決いたしました。

これにて本案は、高橋英吉君外四名提出の修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

○加藤委員長 ただいま議決いたしました公職選挙法等の一部を改正する法律案に対し、井堀繁男君外一名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨説明を求めます。井堀繁男君。

○井堀委員 附帯決議の案文を朗読いたします。

〔附帯決議(案)〕

選挙の公明化を期するためには、制度の改正に併せて、国民の一人一人の政治水準を高めることが先決の要件である。このため、政府においては、次の措置を速かに実施すること。

(一) 選挙違反に対する裁判を促進し、選挙犯罪に対する刑の執行の厳正を期し、広く国民に公明選挙の意義の徹底をはかること。

(二) 学校教育及び社会教育を通じて、広く国民の間に、民主政治、特に選挙に関する教育の普及徹底をはかるとともに、民間団体、政

府関係機関並びに地方公共団体の関係機関が一体となつて、公明選挙の推進に当るよう格別の配慮をすること。

(三) 右の各項、特に民間運動並びに選挙管理委員会の啓発活動を積極的に展開するため、市町村における末端組織の活動費を含めて、臨時的な財政措置を講ずるものと、差し当り予備費をもつて所要経費を支出すること。

(四) 選挙運動の公営の拡大、連座性の強化、高級公務員の立候補者制限、政治資金の規制について、さらに合理的な結論をうるよう格段の努力をはらい、次期通常国会にその修正案を提案するよう努力すること。

右決議する。  
以上であります。

○加藤委員長 これより採決いたします。

ただいまの井堀繁男君外一名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立総員。よって、井堀繁男君外一名提出の動議は可決されました。

これにて公職選挙法等の一部を改正する法律案には、附帯決議を付することに決しました。

ただいまの附帯決議に関し、政府より発言を求められております。この際、これを許します。安井自治大臣。

○安井国務大臣 選挙の公明化のために、ただいま議決されました附帯決議につきましては、政府といたしましては、十分意を体して、善処をいたしたいと存する次第でございます。(拍手)

○加藤委員長 なお、ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよりに決しました。

本日はこれにて散会いたします。  
午後九時一分散会

〔参照〕

公職選挙法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)に関する報告書

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕